

令和3年第4回板倉町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 12月7日(火曜日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○町長挨拶	5
○諸般の報告	8
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	9
○同意第 5号 板倉町教育委員会委員の任命について	9
○承認第13号 専決処分事項の承認について(令和3年度板倉町一般会計補正予算(第7号))	10
○承認第14号 専決処分事項の承認について(令和3年度板倉町一般会計補正予算(第8号))	10
○議案第29号 板倉町地域防災計画の一部改正について	18
○議案第30号 呂楽館林医療事務組合規約の変更に関する協議について	18
○議案第31号 板倉町税条例の一部を改正する条例について	19
○議案第32号 板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	20
○議案第33号 板倉町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のため の固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について	21
○議案第34号 板倉町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	21
○議案第35号 板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について	22
○議案第36号 令和3年度板倉町一般会計補正予算(第9号)について	23
○議案第37号 令和3年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	23
○議案第38号 令和3年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について	23
○議案第39号 令和3年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	23

○請願第 1 号 町道 2—4 1 号線の拡幅整備について	2 5
○散会の宣告	2 5
散 会 （午前 1 0 時 4 0 分）	2 5

第 2 日 1 2 月 8 日（水曜日）

○議事日程	2 7
○本日の会議に付した事件	2 7
○出席議員	2 7
○欠席議員	2 7
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 7
○職務のため出席した者の職氏名	2 8
開 議 （午前 9 時 0 0 分）	2 9
○開議の宣告	2 9
○諸般の報告	2 9
○一般質問	2 9
森 田 義 昭 議員	2 9
針ヶ谷 稔 也 議員	4 1
小野田 富 康 議員	5 4
○議案第 3 6 号 令和 3 年度板倉町一般会計補正予算（第 9 号）について	6 4
○議案第 3 7 号 令和 3 年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	6 4
○議案第 3 8 号 令和 3 年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について	6 4
○議案第 3 9 号 令和 3 年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について	6 4
○散会の宣告	6 6
散 会 （午後 0 時 3 0 分）	6 6

第 7 日 1 2 月 1 3 日（月曜日）

○議事日程	6 7
○本日の会議に付した事件	6 7
○出席議員	6 7
○欠席議員	6 7
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 7
○職務のため出席した者の職氏名	6 8
開 議 （午前 9 時 0 0 分）	6 9
○開議の宣告	6 9
○諸般の報告	6 9
○請願第 1 号 町道 2—4 1 号線の拡幅整備について	6 9

○閉会中の継続調査、審査について	7 0
○町長挨拶	7 0
○閉会の宣告	7 4
閉 会 （午前 9時29分）	7 4

板倉町告示第113号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、令和3年第4回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年12月3日

板倉町長 栗原 実

1. 期 日 令和3年12月7日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	小 野 田	富 康	議 員	2 番	亀 井 伝	吉	議 員
3 番	森 田	義 昭	議 員	4 番	本 間	清	議 員
5 番	小 林	武 雄	議 員	6 番	針 ヶ 谷	稔 也	議 員
7 番	荒 井	英 世	議 員	8 番	延 山	宗 一	議 員
9 番	黒 野	一 郎	議 員	1 0 番	青 木	秀 夫	議 員
1 1 番	市 川	初 江	議 員	1 2 番	今 村	好 市	議 員

○ 不 応 招 議 員 (な し)

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 1 日)

令和3年第4回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

令和3年12月7日（火）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 同意第 5号 板倉町教育委員会委員の任命について
日程第 4 承認第13号 専決処分事項の承認について（令和3年度板倉町一般会計補正予算（第7号））
日程第 5 承認第14号 専決処分事項の承認について（令和3年度板倉町一般会計補正予算（第8号））
日程第 6 議案第29号 板倉町地域防災計画の一部改正について
日程第 7 議案第30号 邑楽館林医療事務組合理約の変更に関する協議について
日程第 8 議案第31号 板倉町税条例の一部を改正する条例について
日程第 9 議案第32号 板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第10 議案第33号 板倉町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
日程第11 議案第34号 板倉町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第12 議案第35号 板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
日程第13 議案第36号 令和3年度板倉町一般会計補正予算（第9号）について
日程第14 議案第37号 令和3年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
日程第15 議案第38号 令和3年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第16 議案第39号 令和3年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第17 請願第 1号 町道2-41号線の拡幅整備について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	小野田	富康	議員	2番	亀井	伝吉	議員
3番	森田	義昭	議員	4番	本間	清	議員
5番	小林	武雄	議員	6番	針ヶ谷	稔也	議員
7番	荒井	英世	議員	8番	延山	宗一	議員
9番	黒野	一郎	議員	10番	青木	秀夫	議員
11番	市川	初江	議員	12番	今村	好市	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原	実	町	長
中里	重義	副町	長
赤坂	文弘	教	育 長
根岸	光男	総務課	長
峯崎	浩	企画財政課	長
荻野	剛史	税務課	長
川田	亨	住民環境課	長
小野寺	雅明	福祉課	長
玉水	美由紀	健康介護課	長
伊藤	良昭	産業振興課	長
高瀬	利之	都市建設課	長
丸山	英幸	会計管理	者
多田	孝	教育委員	会長
伊藤	良昭	農事	委員 会長

○職務のため出席した者の職氏名

小林	桂樹	事務局	長
小野田	裕之	庶務議事	係長
伊藤	泰年	行政庶務	係長兼 議事事務局書記

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○今村好市議長 ただいまから告示第113号をもって招集されました令和3年第4回板倉町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○町長挨拶

○今村好市議長 日程に入るに先立ち、町長より挨拶したい旨申出がありますので、これを許します。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 おはようございます。令和3年の第4回定例会をこうして招集をいたしました。全議員にご出席をいただきまして、大変ご苦労さまであります。

年末に向かいながら、ちょうど今年のこの時期収穫の秋の終了した後でもありますからでしょう、評価があちこちで話題になっているようでもあります。育てた作物の収穫作業は、それまでの苦労を一瞬忘れさせる楽しみを伴ったひとときでもあると言われますが、今年はどうやらちょっと違うようでもあります。

また一方、夏の旧盆参り、8月ですね、秋の彼岸、9月の仏様参りも今年はお互い様にして行き来はやめましょう、親戚の間でもそんなやり取りが多くあったというふうに話を聞いておりまして、万一のコロナ感染を恐れ、中止にしたお宅が多かったというふうに聞いております。もちろん外での食事の機会等、100%に近い減とまで一時期言われたようでもあります。

このような僅かな気遣いが集まると外食産業の大きな不振はもとより、全国的な大量の消費減に当然つながるといことは誰もが考えている、気づくことでもありますし、消費減による農産物の余剰というか、暴落減少が起きることは同じく改めて考えてみると必然であります。貯蔵の利く米などは、1年でなく2年以上にわたってコロナが続いていることにより、累積過剰在庫による3割とか4割とかいう米価そのものの市場の価格が安いとか、あるいは施設野菜や白菜、キャベツ、あるいはブロッコリー、ニンジン、大根、ネギ、挙げれば切りはありませんが、今年は豊作のようでもあります。それらも手伝って消費が戻らないということが加わり、ほとんどただ同然という大安値のようでもありました。

それに、ご承知の重油類の大幅高騰による影響、これもコロナの影響により消費減とか、産地の調整とか言われておりますが、大幅高騰による影響はガソリン、石油の値上げによる一般家庭の影響に加えて、農業やその他の産業へもまさに生産資材の一つと、大きいウエートを占めている一つということもありまして、原価に大きく上乘せをされているような、いわゆる大きく影響を及ぼしている状況であります。

しかも、農業に関して言えば、大規模化に取り組んでいる、あるいはこれからの将来を担い、希望に燃えている近代農業に取り組んでいる若手農家ほど、あるいは大型農家のほどその打撃が大きい実情だとの話も聞いておるわけでありまして、当町でも前年度より1軒の農家で800俵米が少ないというようなお話も聞いております。その上、それは先ほど言った問題点に加え、収量が後半の稲に限っては大きく少なかったというようなことも含んだようでありまして、800俵とは幾らになるのでしょうかということでもあります。経済不活性化により、既に悲鳴が先行してございました商工業も含め、一部の富裕層を除く一般国民全員が赤信号

点滅か、黄信号点滅かになりつつあると認識せざる状況がこの秋の10月、あるいは現在もそうかもしれません。そんな状況でありました。

この2年間のコロナ対応や長期政権化の問題処理は、国民感情と大きくかけ離れ、安倍政権の病氣退陣を受けての菅政権の誕生は1年前ですか、一定の期待を我々に生じさせましたが、終わってみればたった1年、前長期政権の延長線上にあり、表現はきついです。国民を見下げた強権政治であったと、あるいは国会における多数の上にとっぷりあぐらをかいたおごりの政治に見えていたことは、与党の事実であります。それであっても、多数与党の強力な後ろ盾により誕生した菅政権、まさか、いかに強権政治で不人気であっても、1年ももたないとは予想もできなかったというのが事実であったようであります。任期満了まで僅かの間での追い込まれた衆議院選挙、国民目線はもちろん、自民党内からも菅首相では選挙大敗北した、そういった風が日増しに強くなり、党内抗争が水面下で行われた結果としての岸田総裁、現政権の誕生がまだつい1か月前のことでありました。いつも何回もこれ申し上げますが、私はその逆の政治を目指しておりますが、隠す、答えない、町民の声を聞かない、国民の声を聞かない、説明も議論もしない、議会、国会無視、閣議決定の常態化、一部の大臣だけで閣議決定をして国会すら開かないという、そういうのが茶飯事になってきたような常態化、人事権の乱用、法の一方的解釈、変更等々、これらを挙げれば独裁的な要素満開と言われるような手法もさすがに選挙は怖いということでありましたので。国民の反発を恐れ、短期政権の幕引きを図ったと言える自民党は、それはまさにしたたかと言われるゆえんであります。いわゆる衆院選直前での世論分析を通し、新首相誕生の首のすげ替え、どたばた劇を国民に見せることにより、新たな関心と大きな期待を国民に抱かせ、計算どおりの今回の大敗であろうというものがほんの僅かな小さな傷に終わった、結果的には勝利であったという形で、そういったものが得られたということであり、まさに国民は仏様の手のひらの上でころころだまされているみたいな表現も一部にはあります。

一方、小選挙区制の二大政党における政権交代こそが、国民のための政治であることを迫及する野党統一理論、全部一致はできなかったようではありますが、それを旗頭に期待をされた、いわゆる今回の選挙。そういった路線は、結果として対与党の批判ばかりが先行し、肝腎の安全と信頼に基づく政策の中身に国民の不安が常に付きまとった結果として、予想外に大きくむしろ後退したという形で終わったこともご承知のとおりでありまして、これは今後の大きな問題点として課題が新たに浮上したというふうに言われています。今後、与野党拮抗した政治状況をつくり出し、正常な政権交代ができる野党結集を目指し、出直しの第一党の党首選挙が、これは立憲民主党の中でも行われたわけありますので、来年7月の参院選に向かったの体制立て直しの再スタートが切られたということは、その必要性を支持する国民の期待は、実態よりも決して小さいものではないことから、頑張ってくださいなというふうに思っております。このことは、自由民主政治の、いわゆる自由主義の原点であり、民主政治の原点であり、二大政党で闘い合うということとは民主政治の原点であり、そのための選挙制度改正であった小選挙区制の導入ということでしたので、この実現が10年たってもできないということでありまして、もちろん一日でも早まるように野党間は議論を尽くすべきであり、野党一丸となって大与党にぶつかる、いわゆる真剣さを選挙民にももっと積極的にその必要性と分かりやすさをシグナルとして送るべきであるというふうと考えております。

さて、岸田政権も動き出して40日でございます。国民や各方面の声を丁寧に聞く、そして対話を大事にするとの公約、聞いてばかりいても、聞き上手でもやらなくては何もならないという一方で、そういった逆説

もあるわけであります。また、長期政治の短所は改善するとの方向性、これは一般論でいえば安倍政治からの脱却、アベノミクスからの否定をした上での新自由主義というようなことを指しておるようですが、長期政治の短所は改善するとの方向性、またスピーディーな政治スタイルを目指すとの、そういった総合的な明言をされましたが、私自身今のところはしっかり約束どおり対応されている誠実さは感じております。ぶら下がり会見や記者会見等におきましても、前菅総理との目線の違いも感じておりますし、また後ろに大きな後ろ盾がある関係上、なかなか思ったことができないというような難しさも感じているように見受けながらの政権運営を感ずますし、そういう意味ではぜひ岸田政権頑張ってくださいというふうに思っております。

コロナの沈静化は、この2か月の間で不思議なほど現実味を帯び、なぜ沈静化しているかの原因も分からない中でも、国民も肌で何となく2年前の正常な状態に戻れる可能性が出てきたことを感じ始めたという、つい今現状もそんな状況かもしれません。経済復興を活性化のために暮れ、新年に向かって全国の観光地や商店街や、あるいはホテルや観光バス業界や、果ては宴会場や個人の食堂まで、慎重ながらもそういった明るい希望に動き出している現状は現状として感じております。

第6波が必ず来ることを片や想定し、それまでに医療面でのついでこの間の5波までの大きな反省点をハード、ソフトにおいて克服をしなければならないという、あるいは充実をさせなければならないという課題、国をはじめとした行事その他の行政上の反省を踏まえた仕組みや物事に対する方法論の再点検、それから人材の充実、国産薬品等々を対コロナに直接利便性を高めるという飲み薬等々の開発等々を含んだ、そういったものを含んだ経済復興対策への超大型と言われる補正予算が執行され始めるわけでありますが、社会的弱者、学生をはじめとした対応と並行して、年明けから実施される各業界支援措置やG o T o イート、あるいはG o T o トラベル等の活性化補助等を史上空前の財政出動でその執行に入りつつあると聞いております。その成果に期待をしつつ、町においても団体研修や、スポーツ、文化のイベントの開催、あるいは懇談会、懇親会、講演会等々感染防止措置を施しながら、飲食の活性化も含め、真剣に2年前以前へ戻す議論を開始をしていたところであります。

しかし、ご承知のとおりこの1週間の全世界的な動向を見ますと、やはりこのままの沈静化は無理のような感じもいたします。まさにここ1週間の南アフリカかヨーロッパかは分かりませんが、新変異株の発生があり、拡散が現時点で60か国を超えているというようなことも含め、第5波の数倍と言われるスピードでそういった状況が見え始めているということでもありまして、信じられない現状としてせっかく明るい兆しがしっかりと見えたとはいえないという錯覚で終わってしまうのか、あるいはまさに今もう既に第6波に入りつつあるのか分かりませんが、目の見えない、まるで身の回りを見れば平和そのものでもありますが、経済問題を除けば。しかし、見えない化学戦争でも起きているような、何か月後かにまた戒厳令的状况が起こるのか、あるいはいわゆる初期感染防止策の徹底が、あるいは経済封鎖が、今回は岸田政権により超早期措置ということでの、いわゆる海外との封鎖措置が始まっているようでもありますが、そういう意味では安心が目の前に来たと思った途端にまた上から幕が下りてきそうな感じがしているような、そんな状況に入りつつあるわけでありまして、まして一日一日の変化が目まぐるしく変わっているということも含め、注視をしていく以外にないというふうにと考えるとあります。

このような状況下で、我々は令和4年度の予算編成に既に入りつつあるわけでありますが、ご承知のとおり

り人口減少下での防災、行政サービス、医療、教育、各種産業の活性化、住宅販売、企業誘致、人口増加対策等々、どれを取っても難しさを感じながら、しかし積極的に対応していく以外にないという、そういった基本姿勢を基に編成作業を進めているところであります。今後のコロナ状況いかんでは、今まで以上のもしかしたら強制措置もあり得ることも含め、経済は生き物であると言われているわけでありますので、ちょっとした思いがけないきっかけがとんでもない方向に波及することがあるわけでありますので、先の読めない中での新年度の事業展開予測も難しいわけであります。しかし、一つ一つ確実に町の課題解決ができるよう、年度末に向かって情報を取り込み、積極的な予算としながらも、コロナ状況も併せて安心のできる予算づくりに励みたいというふうな今の時点では考えております。

そういったことも含め、今回は補正予算も含め定例会に上程をいたしました議案につきましては、慎重にご審議をいただき、あらかじめ上位法の変化による補正とか、そういった議案が多いわけでありますが、一つ一つ慎重にご審議をいただきながら、全議案可決いただきますように心からお願い申し上げまして、年に4回の議会で、一応向こう3か月、これからの先の3か月を見込みながらの所信表明ではありませんが、私は自分の考え方を述べているわけであります。長いという話も言われたり、いろいろしますが、私としては納得のいく形で自分の気持ちを皆様、町民の代表に訴えるということも含め、ご挨拶をさせていただいております。ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○諸般の報告

○今村好市議長　ここで、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、教育委員会から提出のあった令和2年度教育委員会点検評価報告書をお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、今定例会に付議される案件は、人事案件1件、専決処分事項の承認2件、計画の一部改正議案1件、一部事務組合理約の変更協議議案1件、条例の一部改正議案5件、補正予算議案4件、請願1件であります。

次に、請願、陳情につきましては、お手元に配付した文書表のとおり請願1件、陳情2件が提出されております。

なお、陳情2件については、議員配付のみとなりますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○今村好市議長　日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

9番　黒野一郎　議員

10番 青木秀夫 議員

を指名いたします。

○会期の決定

○今村好市議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、11月19日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告願います。

荒井議会運営委員長。

[荒井英世議会運営委員長登壇]

○荒井英世議会運営委員長 それでは、本定例会の会期についてご報告申し上げます。

本件につきましては、11月19日に開催した議会運営委員会で協議した結果、会期については本日12月7日から13日までの7日間と決定いたしました。

議事日程につきましては、本会議初日の本日は、同意第5号、承認第13号及び承認第14号、議案第29号から議案第35号について提案者から提案理由説明の後、議案ごとに審議決定いたします。次に、議案第36号から議案第39号の補正予算関係4議案については、提案者から提案理由の説明の後、予算決算常任委員会に付託いたします。次に、請願第1号については、産業建設生活常任委員会に付託し、本日の本会議は終了といたします。なお、本日の本会議終了後、予算決算常任委員会を開催し、付託案件の審査の後、委員会採決を行います。

第2日目の8日は、3名の議員が一般質問を行います。次に、予算決算常任委員会に付託した補正予算関係4議案について委員長から審査結果報告の後、審議決定いたします。

第3日目の9日は、総務文教福祉常任委員会、産業建設生活常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。なお、産業建設生活常任委員会においては、併せて付託された請願1件の審査を行います。

第4日目の10日は休会とし、休日を挟み第7日目、最終日の13日は、産業建設生活常任委員会に付託した請願1件について、委員長報告の後、審議決定いたします。また、閉会中の継続調査、審査について決定し、全日程を終了いたします。

以上で報告を終わります。

○今村好市議長 報告が終わりました。

お諮りいたします。今定例会の会期については、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○今村好市議長 異議なしと認め、今定例会の会期については、委員長報告のとおり、本日から13日までの7日間と決定いたしました。

○同意第5号 板倉町教育委員会委員の任命について

○今村好市議長 日程第3、同意第5号 板倉町教育委員会委員の任命についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それでは、早速議案のご審議をお願いしたいと思います。これは、同意をいただきたい旨の議案であります。

第5号 板倉町教育委員会委員の任命についてということであります。

本案につきましては、板倉町教育委員会委員であります景山初女氏が、令和4年3月7日に任期満了となりますので、それに伴う人事でございます。

後任者につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項の規定により、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、5名いらっしゃるわけですが、委員のうちに保護者である者が含まれるように、保護者とは子供を持つ親である者が含まれるようにしなければならないことから、慎重に人選を行った結果として、氏名、虎口沙織氏

を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

虎口沙織氏は、私立保育園の保育士や、同じく幼稚園の教諭としての勤務実績もあり、高い見識を備えている方で、その経験に基づいた指導力、行動力を十分に発揮し、その職務を遂行いただけるものと考えております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

人事の案件の関係上、ただいま申し上げた内容にて改めて担当課長のその他の説明は予定をいたしておりません。よろしくお願いいたしたいと思っております。

○今村好市議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、質疑、討論を省略し、採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○今村好市議長 異議なしと認め、本案については質疑、討論を省略して採決することに決定いたしました。

これより同意第5号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、同意第5号は原案のとおり同意されました。

○承認第13号 専決処分事項の承認について（令和3年度板倉町一般会計補正予算
（第7号））

承認第14号 専決処分事項の承認について（令和3年度板倉町一般会計補正予算
（第8号））

○今村好市議長 日程第4、承認第13号 専決処分事項の承認について（令和3年度板倉町一般会計補正予算（第7号））及び日程第5、承認第14号 専決処分事項の承認について（令和3年度板倉町一般会計補正予算（第8号））を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続きまして、ただいま議長よりありました承認第13号及び14号の提案説明をさせていただく予定でございます。承認第13号及び承認14号につきましては、専決処分を行った令和3年度一般会計の補正予算でありますので、それぞれ一括してご説明をさせていただきたいと思っております。

初めに、承認第13号であります。令和3年9月24日付にて専決処分を行った令和3年度板倉町一般会計補正予算（第7号）について承認を求めるものであります。

本補正予算につきましては、第7回目の補正予算でありまして、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ357万4,000円を追加し、予算の総額を56億7,797万4,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金1,173万9,000円を追加し、繰入金から816万5,000円を減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費に357万4,000円を追加するものであります。

今回の補正及び専決処分の理由であります、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が追加交付されることが8月下旬に通知をされました。これを受け、実施事業の検討と既に予算化した事業費の精査を行い、2事業を新設、2事業を内容追加、1事業を減額という決定をいたしましたところであります。実施計画の提出期限があったことから、専決処分をやむを得ず行ったものであります。

続いて、承認第14号、令和3年10月29日付にて専決処分を行わせていただいた令和3年度板倉町一般会計補正予算（第8号）について、同じく承認を求めるものであります。

本補正予算につきましては、第8回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,724万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を57億2,522万円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金に4,724万6,000円を追加するものでございます。

歳出につきましては、衛生費に4,724万6,000円を追加するものであります。

今回の補正及び専決処分の理由でございますが、新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種が予定されております。国からは、令和3年12月から令和4年7月までの実施を想定し、接種体制の確保及び接種費用を予算化するよう通知がありましたので、その経費を予算計上するものであります。接種開始が12月とされており、また昨日あたりの総理の所信表明を聞いておりますと、早まるということもあるようでありますので、接種開始が一応12月とされており、接種券発行のシステム改修や医師会への依頼を11月に行う必要があることから、専決処分を行ったものであります。

以上、承認第13号及び14号について一括してご説明を申し上げます。

細部につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、詳しくお聞きいただきながら、ご承認を結果的に賜ればというふうに思っております。よろしくご説明申し上げます。説明といたします。

○今村好市議長 峯崎企画財政課長。

[峯崎 浩企画財政課長登壇]

○峯崎 浩企画財政課長 それでは初めに、承認第13号、令和3年度板倉町一般会計補正予算（第7号）について説明をいたします。

この関係につきましては、令和3年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業者支援

追加事業分関係に伴う補正予算でありまして、9月24日の日に専決処分を行ったものでございます。

補正額、予算総額については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ357万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億7,797万4,000円とするものでございます。

2ページから5ページにつきましては、省略のほうをさせていただきたいと思っております。

6ページをお願いいたします。まず、歳入でございますが、第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、1目としまして総務費国庫補助金、補正額1,173万9,000円となっております。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金としまして、1,173万9,000円の追加となっているものでございます。

また、19款繰入金、第2項の基金繰入金、1目財政調整基金繰入金でございますが、補正額としまして816万5,000円の減額となっております。こちらにつきましては、歳出のところで説明のほうを行いますが、追加事業費から南北小学校の減額の金額、こちらを引いた差額816万5,000円、この金額を財政調整基金繰入金から減額し、調整をしたものとなっております。

次に、7ページ、歳出となります。第2款総務費、第1項の総務管理費、16目感染症対策費としまして、説明欄になりますが、新規事業としまして農業者収入保険加入促進助成事業300万円追加、公共施設Wi-Fi環境整備事業477万4,000円の追加ということで新規事業、この2事業の追加及び事業費追加ということで、その次の避難所感染症予防対策事業、これは仮設トイレの購入費になりますけれども、こちらを400万円の追加、1段下がります、ストップコロナ対策認定店舗奨励事業、こちら280万円の追加となっております。

この追加事業費合計1,457万4,000円ですが、それに対しまして事業費精査を行った結果、避難所感染症予防対策事業、避難所の整備事業として旧南北小学校整備事業費、こちらを1,100万円減額のほうを行っているものでございます。総追加事業費1,457万4,000円から、この南北小学校の減額の事業費1,110万円を引いた差額357万4,000円、こちらが7号の専決補正予算の歳入歳出の補正額の総額となっております。

以上、歳入歳出補正額357万4,000円について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業者支援分追加分として、令和3年9月27日までに県への事業計画を提出する必要があることから、専決とさせていただきます。

以上が補正予算7号の説明になります。よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

次に、承認第14号、令和3年度板倉町一般会計補正予算（第8号）の説明になります。

本補正予算につきましては、新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種に向けた接種体制の確保や接種券発行システムの改修を速やかに行う必要が生じたことから、10月29日に専決処分を行ったものでございます。

補正額、予算総額につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,724万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億2,522万円とするものでございます。

2ページから5ページにつきましては、省略のほうをいたしたいと思っております。

6ページをお願いいたします。まず、歳入でございますが、15款国庫支出金、第1項国庫負担金としまして、2目衛生費国庫負担金、補正額2,535万7,000円となっております。こちらにつきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費の負担金、追加接種費用ということで2,535万7,000円の追加となっております。

続きまして、同じく15款国庫支出金、第2項の国庫の補助金になります。3目の衛生費国庫補助金、補正

額としまして2,188万9,000円となります。新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保事業費補助金ということで2,188万9,000円の追加となっております。

続いて、7ページ、歳出でございますが、第4款衛生費、1項の保健衛生費、2目予防費としまして補正額4,724万6,000円、内容としましては新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業ということで、2,188万9,000円の追加となっております。説明の下段になりますが、併せて新型コロナウイルスワクチン接種対策事業ということで2,535万7,000円の追加となっております。合計しまして、4,724万6,000円の補正となっているところでございます。

以上、専決補正をさせていただきました一般会計補正予算7号及び8号についての説明とさせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

以上になります。

○今村好市議長 説明が終わりました。

初めに、承認第13号 専決処分事項の承認について（令和3年度板倉町一般会計補正予算（第7号））についての質疑を行います。質疑ありませんか。

針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 おはようございます。6番、針ヶ谷です。よろしくをお願いいたします。

それでは、補正第7号について質問させていただきます。7ページを御覧ください。説明欄によりますと、丸の3つ目に避難所感染予防対策事業として、仮設トイレの購入費ということで400万円の追加がございます。1点目は、この仮設トイレについてどのような形状の仮設トイレをどこに設置する要件で、どのぐらい購入するのかと、詳細について分かる範囲でお答えいただければと思います。

続きまして、2点目ですが、その下の丸なのですけれども、減額設置されております1,100万円、これ旧北南小学校の整備工事費、これ避難所としての感染予防の予算から減額ということになるわけなのですけれども、単純に考えるとこれで整備が終わったというふうな捉え方になるかと思うのですが、その認識でよろしいのかどうか確認をさせていただきます。

2点お願いいたします。

○今村好市議長 根岸総務課長。

[根岸光男総務課長登壇]

○根岸光男総務課長 お答えいたします。

この仮設トイレ購入に関しましては、臨時交付金を活用して、現在進めている2か所の緊急避難場所に活用させていただきたいとは考えておりますが、20基を計画しております。

また、これにつきましては、この後出てくるのですけれども、12月補正でのところにも出てきますが、この段階では20基、1基当たり20万円ということでの400万円の計上であります。この後12月補正のほうでまたこれに関しまして出てくるとは思います。基本的には2か所の緊急避難場所での活用を考えております。

以上です。

○今村好市議長 峯崎企画財政課長。

[峯崎 浩企画財政課長登壇]

○峯崎 浩企画財政課長 続きまして、避難所感染予防対策事業の旧北南小学校の整備工事費減額というこ

となのですけれども、当初計画しておりました2,000万円の工事費があったのですが、事業費を精査、予算見積りのほうを出したところ、1,100万円減額をしてもいけるということになりまして、こちらの金額を減額いたしております。

また、こちらの事業費につきましても最終的に契約を行った関係で、この後の12月の補正でまたさらに減額の数字が出てきます。一応その減額をもって、南北小学校の改修工事費用の関係については終了のほうということになります。よろしく願いいたしたいと思っております。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 ありがとうございます。

仮設トイレについては、追加が今回の補正で出てくるのだというような今説明でしたが、これは常設の形になりますか。以前町長のお話ですと、トラック型云々という話も出ているようなことを伺ったのですが、避難場所に対して常設の形で仮設のトイレを設置するという認識でよろしいのかどうか、加えてお願いいたします。

○今村好市議長 根岸総務課長。

[根岸光男総務課長登壇]

○根岸光男総務課長 お答えいたします。

これについては、通常イベント等で屋外に仮設トイレがありますが、そのようなものでありますので、移動可能なものであります。

以上です。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 今現状これからのことですので、予定ということになるかと思うのですが、よく言う移動式の、タンク式の仮設トイレ、これは避難場所ですので、避難の都度置いたり取ったりということはできないかと思うのですけれども、1回置いたら置きっ放しという形になってしまうのかなと、今のところはそういった方針ということではよろしいでしょうか。

○今村好市議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 ただいまのやり取りの中で、過日移動式トイレ云々の話が出たということで、それとの兼ね合い、あるいはそれとは違うのかという質問でしたが、基本的には全く答えのとおりで、極端に言うと防災避難所に今まで東北等で設置されている普通の、いわゆる仮設トイレを想定した予算であり、いわゆる車による牽引型の移動トイレ、男女1ずつの2個用とか、3個用とか、いろいろあるようですが、今の段階ではまだ県との、この間県がこんな方針でいるよという話の中で出たものでありまして、1台が、だから2人用なのか定かでないのですが、取りあえず2,500万円ぐらいかかるトイレであります。それは、くみ取りから、いわゆるシャレット、あるいはそれに要する水、普通の仮設トイレですとお尻を温水でということまでは多分いっていない、用意もしてあるのそれですが、県で今、あるいは国で考えているのは全国自治体で1つずつ、それ2,500万円ぐらいのもの、それにさらにプラスしてどれだけのお金が必要になるかは別ですが、また逆に国からどれだけのそれに対して補助が出るかというのもまだ不明ですが、各自治体で最低1つずつ用意をして、万が一のときには、いわゆる近隣も含め、全国から被災地でないところから持ってきて、

お互いが供給し合うという相互利用型というような、内容的にはそんなものだと思います。

それであればそれなりに納得はできるのですが、幾らすばらしいトイレといっても2人か3人きり1回に利用できないというのでは、何千人という対応に対しては全然勝負にならないということも含め、あとは移動式トイレとは非常に聞こえはいいのですが、移動が果たして板倉町が洪水時どういふふうにできるのだろうと。館林から入った、例えば西小辺り、そこももう水がのる計算ですから、そうするとどこに設置できるのかということも含め、板倉町としてはそれが具体化、そのうちきっと県のほうで設置基準とか、いろんな面で具体化がされてくると思うのですが、それらを見ながら、もちろん自分の町でも持っていなければ人様にも貢献できない。また、自分の町が被災したときにはやはりお力をお借りするという意味では、最低の1台ぐらいは必要になるのかなという感じはしておりますが、それといわゆる当町が抱えている水問題に対する緊急避難所の仮設トイレ、特に防災公園的な2か所の仮設については、取りあえずは10基ずつぐらい買っておこうと、そのほかに小学校のトイレ、あるいは公民館のトイレ等々含めてあるわけですが、50人に1人とか仮設の必要なトイレ基準等を見ながら、ただし一回も使わなくても何年もつのか。いわゆる非行の巣になってしまったりというような問題等もいろいろ考えて、毎日毎日使うものであれば即座に設置するのですが、非常に難しさもあって、1,000年では何回買い替えられるのか。30年に1回といえど30回買い替えなくてはならないとか、そんな先のことを心配しなくても、取りあえずはまた折々にご相談を申し上げながら納得のいく形で設置をしていき、また別の今言ったトイレの問題もその時点でどのように対応したらよいか、原案をもってご相談を申し上げるということでご理解いただければと思います。

以上です。

○今村好市議長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより承認第13号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、承認第13号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第14号 専決処分事項の承認について（令和3年度板倉町一般会計補正予算（第8号））についての質疑を行います。質疑ありませんか。

青木議員。

○10番 青木秀夫議員 7ページお願いします。7ページのこの右端の説明の欄のところ分からないことがあるので、お聞きしたいのですけれども、このまず上の丸の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業ってところの下のほうにある、説明欄の中にある施策業務委託料と、984万4,000円ってあるのですけれども、

こういったものはこれ具体的にはどういうものなのかちょっと説明いただきたいのですけれども。

それともう一つ、その上の消耗品費というのか、200万円ってあるのですけれども、これの内容というのですか、ちょっとその辺のこともお伺いしたいのですけれども、よろしくをお願いします。

○今村好市議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 では、お世話になります。

まず、1点目の施策業務委託料につきましては、この後予約等々の対応、あるいは予防接種会場での受付等に関わる人材派遣の委託料、それと会場までの足がない方のための送迎に関する委託、そして群馬県のライン予約システム、それに伴います利用をするための委託料になります。

また、その後に質問あった消耗品費でございますが、予防接種に関わります、例えば細かいものでございます手袋であったり、消毒の綿であったりとか、あるいは接種会場で使いますタオル等々でありますとか、そういう細かいものを消耗品費として挙げております。

以上です。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 今説明受けたのですけれども、業務委託料というのもうちょっと詳しく具体的に、早くてちょっと理解できないのですけれども。その説明をもう一回、もうちょっと掘り下げて具体的に説明いただけますか。

○今村好市議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 申し訳ありません。それではまず、人材派遣といたしましてコールセンターや窓口、あるいは会場に設置する人件費になります。この後、2月開始を予定しておりまして、前回の予定から時給掛ける1日7時間ということで4名程度を予定しておりまして、計算しております。

また、前回会場までの交通手段といたしまして、バスを出したのですが、それだとちょっと大人数で使い勝手が悪いので、今タクシーの利用券等々を検討しております。それに係る利用料。

それと、県のラインの予約システムの委託費といいますか、負担金がございます、現在のところこちらのほうにつきましては58万円程度なのですが、まだ確定ではございませんで、こちら辺もちょっと多少変動があるかと思っています。

内容については以上になります。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 人材派遣から派遣された人の人件費って4名分ぐらいの人件費なの。それと、日数と時間ということですね。

それと、今タクシーどうのこうのって言っていましたけれども、これどういう方がタクシーを利用できるのですか。申請すればそのタクシーを利用して、接種会場まで送り迎えしてもらえるということになっているのですか。

○今村好市議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 現在、今検討段階なのですけれども、本人が来る手段がないという申請があったものに対するタクシー券というのが補助金として認められるということなのです。ですので、家族の送迎、あるいは近所の送迎、自家用車がないなど条件を見まして、申請方式でやればと思っております。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 すると、それは一応何人ぐらいいるかという想定して予算組んでいるわけですね。そういうことですね。すると、その申請するのにこれかなり面倒だよね、これ。そういうものあることを事実知って、それを申請に行くと。足のない人が申請に行くわけだから、これは大変なわけだ。郵便ですというわけにもいかないでしょう、時間的にその申請するのに。これ郵便するのもこれまた手続が大変だよね。ポストに持っていくとか、そういったときにも。大体これ車のない、足のない人が対象なのではないから、それとサポートする家族もいないような人が対象なのですから、すると事実上そういうのは非常に難しいよね、申請式ですから。すると、それどのぐらい予定しているのですか、そういう人数の方は。

○今村好市議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 前回のバス利用はそれほど多くなかったのですが、タクシーとなりますと使い勝手がいいのではないかと、それと全額負担するのはいかがかとということがありまして、一部負担を今のところ考えております。人数といたしましては、200名程度ではないかなということで想定はしておりますが、まだちょっと蓋を開けてみないと分からないところもございます。

それで、申請の方法についても確かにご意見いただいたとおり、まだまだ検討する余地がございまして、この後接種券の発送をいたしますので、そちらに一文入れてお問合せをいただくような形でできればと考えております。

○今村好市議長 ほかに質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより承認第14号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、承認第14号は原案のとおり承認されました。

ここで休憩を取りたいと思います。

10時15分再開いたします。

休 憩 (午前10時05分)

再 開 (午前10時14分)

○今村好市議長 再開いたします。

○議案第29号 板倉町地域防災計画の一部改正について

○今村好市議長 日程第6、議案第29号 板倉町地域防災計画の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、早速ですが、議案第29号になります。板倉町地域防災計画の一部改正についてということであります。

本案につきましては、板倉町地域防災計画の一部を改正するに当たり、板倉町議会基本条例第8条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

改正の目的ですが、都市計画法の一部が改正され、洪水ハザードマップにおいて想定最大規模降雨に基づく想定浸水深が3メートル以上の市街化調整区域内の開発が制限をされるということとなり、町内の約9割が市街化調整区域の当町においては大きな影響を受けることが想定されるため、本改正を行うことにより、町民に大きな影響が生じないよう対応を図るための改正であります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

改めて担当課長の説明は予定をいたしておりません。

なお、この件につきましては、以前テーマを設定し、慎重なご議論もいただいたと認識しております。

以上。

○今村好市議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第29号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議案第30号 呂楽館林医療事務組合理約の変更に関する協議について

○今村好市議長 日程第7、議案第30号 呂楽館林医療事務組合理約の変更に関する協議についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第30号であります。邑楽館林医療事務組合、厚生病院ですね、規約の変更に
関する協議についてということで、ご審議をいただきたいと思います。各構成町も同じく同じ提案を議会に
対してしているという形の協議であります。

本案につきましては、令和4年4月1日から邑楽館林医療事務組合の病院事業に、地方公営企業法の全部
を適用することに伴い、同組合が同法39条の2の規定により、企業団に位置づけられることから、その名称
を「邑楽館林医療企業団」とし、併せて規約の所要の改正を行うため、関係市町が同組合規約を変更する協
議を行うことについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

この件につきましても、担当課長の改めての説明は予定をいたしておりません。よろしくお願ひします。

○今村好市議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第30号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願ひます。

〔起立全員〕

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

○議案第31号 板倉町税条例の一部を改正する条例について

○今村好市議長 日程第8、議案第31号 板倉町税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より
提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、第31号議案であります。板倉町税条例の一部を改正する条例についてということ
であります。

本案につきましては、令和3年度税制改正に伴う地方税法等の一部改正により、板倉町税条例の一部を改
正するものでございます。

主な改正の内容でございますが、寄附金税額控除の対象となる寄附金の見直し及び国外に居住している親
族の扶養控除の見直しに関する所要の整備であります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご決定を賜ればとお願いを申し上げるところであります。

この件につきましても、改めて担当課長の説明は予定をいたしておりません。

○今村好市議長 説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 討論を終結いたします。
これより議案第31号について採決いたします。
原案に賛成の方は起立願います。
[起立全員]

○今村好市議長 起立全員であります。
よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

○議案第32号 板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○今村好市議長 日程第9、議案第32号 板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。
栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第32号をお願いするところです。板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例ということであります。

本案につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴う改正であります。上位法が改正されたことに伴う改正であります。

主な改正の内容でございますが、国民健康保険の保険税について、未就学児に係る被保険者均等割を減額するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、同じくご審議をいただき、決定賜ればと思います。

同じく担当課長の説明は予定しておりません。

○今村好市議長 説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 討論を終結いたします。
これより議案第32号について採決いたします。
原案に賛成の方は起立願います。
[起立全員]

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

○議案第33号 板倉町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

○今村好市議長 日程第10、議案第33号 板倉町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 議案第33号であります。非常に長いお題目になっておりますが、板倉町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例ということであります。

本案につきましては、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令」がございますが、それが改正され、本年4月1日から施行されたことに伴い、条例について改正をするものであります。

主な改正の内容であります。固定資産税の課税免除における対象施設の設置期限について、令和5年3月31日まで延長するものであります。

以上、申し上げましたが、ご決定賜りますようお願い申し上げ、これにつきましても改めての課長の説明は予定をいたしておりません。

○今村好市議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第33号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○議案第34号 板倉町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○今村好市議長 日程第11、議案第34号 板倉町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題と

し、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 次に、議案第34号をお願いいたします。板倉町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてということでもあります。

本案につきましては、令和4年1月1日より産科医療補償制度が見直され、当該制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられること及び社会保障審議会医療保険部会において、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金等の支給総額について42万円を維持すべきとされたことを踏まえ、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたため、必要な改正を行うものであります。これも上位法の改正に伴う改正ということになります。

主な改正の内容でございますが、産科医療補償制度の掛金が引き下げられても、条例に規定する出産育児一時金を増額することで、出産育児一時金等の支給総額が減らないようにするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、決定をいただければというふうに思います。

これにつきましても内容が以上の内容で、加えて上位法の改正に伴う改正ということもありますので、改めての担当課長の説明は予定をしております。

○今村好市議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第34号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

○議案第35号 板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○今村好市議長 日程第12、議案第35号 板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第35号になります。板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてということでもあります。

本案につきましては、福祉医療制度を将来にわたり安定的で継続可能なものとし、真に必要な人に支援が

行き届く制度とするため、群馬県において、外部有識者による「群馬県福祉医療費制度在り方検討会」が設置され、検討がなされた結果、重度心身障害者の医療費助成について、令和5年8月から所得制限が導入されることになりました。

これを受け、群馬県福祉医療費補助金交付要綱が改正されたことから、本町においても、県の助成基準と同一の基準とするために条例の一部改正を行うものであります。

以上、申し上げました。よろしくご審議をいただいた上、決定をいただければというふうに思います。県の支給基準と合わせるということで、上位法の改正に伴う改正ということでもあります。

改めて担当課長の説明は予定をいたしておりません。

○今村好市議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第35号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

○議案第36号 令和3年度板倉町一般会計補正予算（第9号）について

議案第37号 令和3年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第38号 令和3年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第39号 令和3年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○今村好市議長 日程第13、議案第36号 令和3年度板倉町一般会計補正予算（第9号）についてから日程第16、議案第39号 令和3年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの4議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

○栗原 実町長 私に代わって副町長より説明をさせたいと思います。その許可をお願いします。

○今村好市議長 中里副町長。

〔中里重義副町長登壇〕

○中里重義副町長 それでは、命によりまして私から提案理由を申し上げます。議案第36号から議案第39号につきましては、ただいま議長から指示ありましたとおり一括ということですので、一括して説明をさせていただきます。

初めに、議案第36号 令和3年度板倉町一般会計補正予算（第9号）についてご説明を申し上げます。本補正予算につきましては、第9回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億8,519万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を62億1,041万6,000円とするものでございます。

歳入につきましては、町税に1億863万7,000円、国庫支出金に9,998万2,000円、県支出金に1,006万円、寄附金に645万4,000円、繰越金に3億5,500万円、諸収入に1,057万3,000円をそれぞれ追加し、使用料及び手数料から81万6,000円、繰入金から1億569万4,000円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費に3億6,010万2,000円、民生費に1億4,044万6,000円、衛生費に384万3,000円をそれぞれ追加し、労働費から10万3,000円、農林水産業費から107万8,000円、商工費から745万4,000円、土木費から688万6,000円、教育費から367万4,000円をそれぞれ減額するものでございます。

あわせて、第2表のとおり令和4年度当初から行う事業の債務負担行為補正を行い、また町債の償還額を変更いたしましたので、地方債の調書も変更するものでございます。

以上が令和3年度板倉町一般会計補正予算（第9号）の説明でございます。

次に、議案第37号 令和3年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。本補正予算につきましては、今年度第1回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ358万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億7,654万3,000円とするものでございます。

歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料に195万円、5款繰越金に187万2,000円、6款諸収入に58万9,000円をそれぞれ追加し、4款繰入金から82万4,000円を減額するものでございます。

歳出につきましては、2款後期高齢者医療連合納付金に112万6,000円、3款諸支出金に191万5,000円、4款予備費に54万6,000円をそれぞれ追加するものでございます。

以上で、令和3年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

次に、議案第38号 令和3年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。本補正予算につきましては、今年度第1回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,839万円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億447万2,000円とするものでございます。

歳入につきましては、7款繰越金に2,788万4,000円、8款諸収入に718万1,000円をそれぞれ追加し、6款繰入金から1,667万5,000円を減額するものでございます。

歳出につきましては、1款総務費に81万円、7款基金積立金に1,039万9,000円、9款諸支出金に718万1,000円をそれぞれ追加するものでございます。

以上が令和3年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明でございます。

次に、議案第39号 令和3年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、今年度第1回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ324万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億722万9,000円とするものでございます。

歳入につきましては、4款繰入金から1,024万6,000円を減額し、5款繰越金に1,348万6,000円を追加するものです。

歳出につきましては、1款下水道費に324万円を追加するものでございます。

また、債務負担行為につきましては、板倉町水質浄化センターの維持管理業務委託について、期間を令和

4年度から5年間、限度額を2億2,551万1,000円とするものでございます。

以上で、令和3年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

以上、議案第36号から議案第39号まで一括してご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、私の説明を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

○今村好市議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第36号から議案第39号までの4議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 異議なしと認めます。

よって、議案第36号から議案第39号までの4議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

○請願第1号 町道2-41号線の拡幅整備について

○今村好市議長 日程第17、請願第1号 町道2-41号線の拡幅整備についてを議題といたします。

本請願は、産業建設生活常任委員会に付託の上、審議することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は産業建設生活常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

○散会の宣告

○今村好市議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

散 会 （午前10時40分）

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 2 日)

令和3年第4回板倉町議会定例会

議事日程（第2号）

令和3年12月8日（水）午前9時開議

- 日程第 1 一般質問
日程第 2 議案第36号 令和3年度板倉町一般会計補正予算（第9号）について
日程第 3 議案第37号 令和3年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
日程第 4 議案第38号 令和3年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第 5 議案第39号 令和3年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	小野田	富康	議員	2番	亀井	伝吉	議員
3番	森田	義昭	議員	4番	本間	清	議員
5番	小林	武雄	議員	6番	針ヶ谷	稔也	議員
7番	荒井	英世	議員	8番	延山	宗一	議員
9番	黒野	一郎	議員	10番	青木	秀夫	議員
11番	市川	初江	議員	12番	今村	好市	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原	実町	長
中里	重義	副町長
赤坂	文弘	教育長
根岸	光男	総務課長
峯崎	浩	企画財政課長
荻野	剛史	税務課長
川田	亨	住民環境課長
小野寺	雅明	福祉課長
玉水	美由紀	健康介護課長
伊藤	良昭	産業振興課長
高瀬	利之	都市建設課長

丸	山	英	幸	会 計 管 理 者
多	田		孝	教 育 委 員 会 長
				事 務 局
伊	藤	良	昭	農 業 委 員 会 長
				農 事 務 局

○職務のため出席した者の職氏名

小	林	桂	樹	事 務 局 長
小	野	田	裕 之	庶 務 議 事 係 長
伊	藤	泰	年	行 政 庶 務 係 長 兼 議 会 事 務 局 書 記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○今村好市議長 おはようございます。

本日は定例会の2日目です。直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○今村好市議長 初めに、諸般の報告を行います。

予算決算常任委員長より委員会付託案件の審査報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

○一般質問

○今村好市議長 日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして質問を許可いたします。

通告1番、森田義昭議員。

なお、質問の時間は60分です。

[3番 森田義昭議員登壇]

○3番 森田義昭議員 3番、森田です。おはようございます。本日も通告書どおり質問をさせていただきます。

通告書ですが、11月の初めに提出したもので、岸田総理の期待はと書かれましたが、本心は半分以上びくびくものでした。あまりにもなったときの評価が支持率45%、12月までもたないのかなといった感もありましたので、取りあえずはこの先も確定もいたしましたし、通告書どおり質問ができてほっとしております。

新しい政権、新総理が誕生してやや2か月弱ですが、町長より、特に期待をすること、または期待をしたこと、あればお聞かせ願いたいと思います。

○今村好市議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 おはようございます。それでは、早速貴重な時間でございますから、答弁をさせていただきます。

就任早々から岸田首相の発言の主なものは、やはり基本的にはトリクルダウンなのです。分配を多くすると言っているけれども、野党との違いは、野党はまず分配をしないとお金が回らないと、だから分配を先すると、だけれども岸田総理は、まず分配をするお金を稼いで、大企業から、景気をよくする、そういう意味では所得を上げて、その結果として配分率を上げていくというようなことで、手法の違いが、似たような発言ですけれども、全く逆でありまして、それがイコール安倍政治の延長というような、トリクルダウンは安倍政治8年間で起こっていなかったというのはもう明らかでありますので、それが今回中止をされている一つの一因でもあろうと思っております。

人物的には、我々が評価をするべきに値しない、非常にすばらしい方だと思っております。政治家には珍しく、人をかき分けて前に出るタイプには見えないけれども、今までの要職を、外部大臣あるいは政調会

長、その他歴々をやっておりますので、それは見かけだけであろうと、本心はしっかり闘争心を持った、激しい気性の人でもあるのではないだろうか、ただし表面的には見えないけれどもという感じがしております。率直にここ2か月を見ますと、決断は非常に早い、それから約束は守ると、あるいは聞くという姿勢も含めて、そういう意味では前の、私も自民党を基本的には支持をしてきている立場として、しかも自民党を批判をする立場でも何回も毎回発言してきておりますが、そういう意味での安倍、菅とはちょっと違った、一応表的には人の声をよく聞いて、そして決断を早く、そしてトップとして腹構えもしっかり責任を最後は私が取るというようなことも含め、しんの強さも一応感じていると、あるいはまた応用の利かないというか、ばか堅さみたいなものも何となく感じる場所もありまして、基本的にまとめれば、正直な方ではないかと、以前と比べると。あるいは人気取りに走ったり目立ちたがり屋なのではないような感じもする等々、比較的今のところよい印象を持っております。

したがって、言ったことは有言実行ですから、できるだけ実行していただきたい。そして、何より歴代の首相が必ずやると言っていてやれなかった拉致問題の解決、それは私の代に必ず解決すると、これももうそつきになるかどうかは別ですが、対外的な相手の考え方もどれだけ、いわゆる手に入れているのかどうかは別として、それだけの約束をしたわけですから、そういった点に注意をしていきたいということで、基本的には誠実さも含めた、国会も議論も大事にし、聞く耳も持ったという、いわゆる昨日も申し上げましたが、前政権あるいは前々政権の国民の反発、あるいは実際開けてみたら自民党の中にも物すごい反発があったという形での今回の政変があったわけでありますから、それらを反省をした上での出発ということで期待をするところであります。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 印象が薄い感じは受けます。とって、それが国の指導者にふさわしいかふさわしくないかというのはこれからだと思っております。どのような人が総理になっても、町民、自分もですが、なかなか実感が湧くまでには時間がかかるのかなと思っております。まして、コロナ感染ですか、新しいのがまた発生をしたり、総理自体ばたばた感拭えないような気もいたしております。毎日のようにテレビ等で拝見しているうちには慣れてくるし、一言一句聞き耳を立てて拝見している次第であります。国民の声に耳を傾けて、丁寧に寛容な政治を進めていく、このようにおっしゃっているのですが、ぜひお願いはしたいと思えます。

ただ、新総裁になったからといって、板倉町に何ら支障はないのかなと思っておりますが、その辺はどのように感じておりますか。

○今村好市議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 何ら表面的にはということも言えますでしょうし、逆に言えば総理の一挙手一投足と一行動がやはり先ほど言った信頼性から含めて、直接、間接に影響がないことはないだろうと、ただやはり政治の基本は安心感であり、あるいは信頼感であるということ考えたときに、もちろん幾らやるといってもやれないこともあるのですが、その過程をできるだけ明確にし、あるいはその成果を求めて全力で走っている姿が国民に見えれば、約束が100%実行できなくても信頼性もあるかもしれないし、そういった意味では期待をしたいというふうに思っておりますし、何らか指導者が替わるということは大きく変わるであろうと思

っております。

また、対中国とか対アメリカとかという外交的な問題については、もちろん首相の個人の判断で動くものではありませんが、このところ、昨日、今日あたりのニュースを見ますと、非常に対オリンピックの関係も含めた対応等々、あるいは台湾の関係、あるいは食の安全保障等と言われるTPPとか、いろんな関係する問題等々について以前よりもだんだん難しい状況になってきていることは事実でありますから、そういった問題については日本全国で力を合わせてということになるでしょうということで、期待をしているということです。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 どちらにしても、問題はコロナかなと思っております。コロナが解決しないことには、経済は本当に回ってこない、これは実感しているのではないかなと思っております。

次の質問ですが、コロナ感染、新型も出てきましたが、最初は冬の風邪の原因ウイルスとされてきて、コロナウイルスが専門家の予想では、夏には一時的に流行は収束をするといった見方もあった。それに反して、インフルエンザのような季節性はなく、一年を通して流行することが明らかになったのは皆様も周知のことです。さらに深刻なのは、当初の問題とされていた新型コロナは、ソーシャルディスタンスシング、マスク着用、手洗いなどでは、流行を完全に抑えることができず、強力な外出自粛以外、十分には有効でないことが示されています。

それでは、どうしたらよいのか。自分が考えるまでもなく、国全体で専門家を交えて答えを導いていこうとしているのが現状かと思っております。だんだんはっきりしてきたことの一つが飛沫感染でうつる、これは身近なところでよく聞く話ですが、夫婦間または家族でうつるが、その1人と話をしたぐらいではうつらない、もちろんマスクや換気を十分した上ですが。これは直接医者に行った話ですが、だからうちでもマスク、換気したほうがよいとされております。収まりそうで何回となく波が来ているわけですが、これによって、コロナによってですが、居酒屋さん等では大変打撃を受けているのはニュース等に取り上げられています。当町におきましても、どのようなお店が影響を受けているのか、また当町ではそれらのお店に対して支援や補償があったのか、分かる範囲でお答えいただきたいと思っております。

○今村好市議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 議員お尋ねのコロナ対策認定店への町の支援についてという形で答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらを活用いたしまして、新型コロナウイルス感染症拡大の防止と町内事業者の経済活動を支援するために、群馬県が実施をしておりますストップコロナ対策認定店、こちら認定店への認定の申請、こちらを奨励いたしまして、町内の認定店に対しまして奨励金を支給している状況でございます。これまでの実績につきましては、令和2年度でございますが、89件の認定店に対しまして、1店舗当たり20万円、支給総額1,780万円となりました。令和3年度につきましては、令和2年度中に申請の間に合わなかった店舗、9店舗に対しまして20万円、支給総額180万円ということで、これまで98件、1,960万円を支給している状況でございます。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 10月6日付の上毛新聞でしたが、コロナ対策認定店に町独自の奨励金と出ていました。この町は板倉町ですが。これって群馬県の中でこういった補償とか支援をしている市や町、村では、板倉町だけなのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○今村好市議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 新聞のほうに町独自というような内容の掲載がございました。令和2年度につきましては、群馬県の実施する制度に上乘せをするという形で1店舗当たり20万円を支給した、このような形で実施したのは板倉町だけだということで承知はしてございます。令和3年度につきましては、同様な内容の支援をしている自治体が何件か出てきているような状況は確認をしてございます。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 それはそれで、町としては誇れるのかなと思います。簡単に20万円と言いますが、それが審査を通ればいただけるということで、補償を受けたお店は大変助かったのではないかなと、自分の知り合いもそのようなことを言っておりました。東京都などではニュースでいつも流れているので、そういうものかなと思っておりましたが、群馬県において当町だけということが新聞に載っていたのは、一応自分としても誇れる町に住んでいると思っております。会社などには銀行が窓口になって優遇措置があることはある、これは前にも言ったのですが、銀行でありますので、返さなければならない。5,000万円ぐらいまで貸してくれるのですが、返さなければならない。もちろんですが、ここが一番肝腎なところで、返せる会社にしか銀行は貸さないのです。これも前に言ったのですが。だから、基本的に本当に困っていて、コロナで従業員が半分ぐらい休みだといって操業できない、困っていますよね。ところが、その会社が例えば売上げが昨年度よりも50%以上減っているということになると銀行貸さないのです。こういうのを今度の新首相などは知っているのですか。本当に助きたい、困っているところへ貸したい、出したいと言っている割には、銀行が借りづらい体制をつくってしまう。それは、銀行も自分も倒れてはほかの人にも迷惑がかかるというのは分かるのですが、ニュースを見ていていつも、補助金を出します、経済活性化します、言っている割には、窓口で止めているのではないかとといったような感じがこのコロナの政策においては多々あります。その点からしますと、町自体でそのようなことができるといったことは、誇れる政策ではないかと思いますが、この20万円というのはどこから出てきたのですか。

○今村好市議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 こちらの財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用してのものでございます。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 こういった政策、板倉町がやっている支援は、本当に助かるのではないのでしょうか。板倉のローカルルールといったルールは、大変大歓迎をいたします。収まりそうになるとまた拡大と、ましてや、今回また新たなオミクロン株なるものが発生し、これがどのような経緯をたどっていくのかははっきりしていない中、町としてもどのような体制を取っていくのか不安は募るわけですが、正しい情報を得て、正しい判断を期待しております。

コロナ感染ですが、またここに来て新たな局面といいますか、コロナが始まって3年目になるわけですが、2回接種しても感染をしてしまうといった事例が出てきています。9月の中頃でしたか、県内においても24名の方が陽性で、うち23名が2回接種済みと、これも新聞の記事に載ったのですが、ワクチンは決して完璧ではないとは知らされていましたが、ここまでかといったようなニュースでした。びっくりもしましたし、改めてコロナの恐ろしさを知ったわけですが、何か月かすると抗体が弱まるので、3回目接種ということですが、当町ではこのような具体的な計画がなされているのかお伺いしたいと思います。

○今村好市議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 お世話になります。議員お尋ねのとおり、3回目のワクチン接種につきましては、1、2回目同様に管内の医師会及び市町で協議しております。国のほうでは、4月に2回目の接種が済んだ方から順次始めるということとして、12月から接種のほうが開始になっております。当町におきましても、11月下旬にまず4月に接種が済んだ方に接種券を発送し、その方たちがおのおの勤務先等々での接種が始められているという状況になっております。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 ちなみに、町では1回目の接種がベースで順番が決まるということですか。新たに順番を予約とか、そのようなことはなさらない、ないと取ってよろしいのですか。

○今村好市議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 郡内調整しておりまして、集団接種、個別接種の併用で進めていく予定でございますが、2回目の接種が済んだ順に3回目のご案内をしていく予定でございます。接種券のほうも2回目の接種が済んだ順に、現在のところでは、国の指針ですと8か月を超えたところからということですので、2月の実施をめどに発送していく計画でおります。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 それとは別に、前回もお聞きしたのですが、低年齢化ですが、最近では5歳児まで下げても、ワクチンの量もそれなりに少なくして打つといったようなことが新聞等でも書かれております。当町は、その辺、どこか県からか連絡なりが来ているのかどうかお伺いしたいと思います。

○今村好市議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 11月の中旬に国のほうの説明会がございまして、決定ではないが、現時点での国の方針ということで事務連絡がありました。それによりますと、5歳から11歳については、まだワクチン自体の薬事承認が出ていないということで、薬事承認が決定次第、進める予定だということでございました。まだ細かいことにつきましては来ておりませんが、予防接種に関しましては、予防接種法に基づきまして国が実施要領を定めて実施してまいります。ですので、年齢等の変更があった際には、医師会をはじめとする医療機関等との指導の下に、随時に対応できるように努めてまいりたいと思っています。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 こういった質問は、基本的にはオミクロン株がまだ発生しないときの質問ですので、

基本的にデルタ株のほうは、収束をしつつあると判断してもよろしいのですか。

○今村好市議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 今現在報道では、確かにオミクロン株のことばかりになっておりますが、国の見解といたしましては、まだデルタ株の発生もしております。ですので、3回目の接種を急げというようなことで、もしかすると前倒しで期間を短縮しての接種もあり得るかと思ひまして、そこら辺も管内調整を始めているところでございます。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 何回もお聞きするのですが、オミクロン株への対応というのは、まだ隅々まで行き渡っていないと思っております。基本的には入ってこないような対策を今国が取っているわけですから、それに期待をし、広がらないようにと願っているのが今のところの皆さんの考えかなと自分も思います。それでも、デルタ株のときに小学生も危ないといった経緯がありますので、できれば低年齢化も考えていかないとまずいかなと自分は思っております。オミクロンがどこまで広がって、どこまで浸透していくのか、今のうち考えておく必要もあるのではないかなと思ひます。

これも最初よりよく耳にすることですが、基礎疾患についてお聞きしたいと思います。通常どのような人を基礎疾患があると判断されるのか、もしお分かりなら教えていただきたいと思ひます。

○今村好市議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 今ご質問の基礎疾患についてでございますが、新型コロナウイルスワクチンに関して国が定めております。国の定める定義によりますと、次に挙げる病気等の状態で通院または入院している方と定義されております。挙げますと、慢性の呼吸器の病気、慢性の心臓病、これには高血圧が含まれるとあります。慢性の腎臓病、慢性の肝臓病、ただし脂肪肝や慢性肝炎等は除かれるということでございます。また、インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病やほかの病気を併発している糖尿病、次に血液の病気、鉄欠乏性貧血は除くとあります。次に、免疫の機能が低下する病気、治療中の悪性腫瘍などが含まれると書いてあります。また、ステロイドなどで免疫機能を低下させる治療を受けているもの、あるいは免疫の異常に伴う神経疾患や神経の筋の疾患、また神経疾患や筋の疾患において身体の機能が衰えた状態、例えば呼吸器の障害などで通院されている方、染色体異常、また重度の心身障害者、睡眠時無呼吸症候群、そして通院をしていなくとも基準を満たす肥満というような14項目が定義されております。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 具体的にどういった体型とか、どういった人、俗に心臓が自分は弱いなというのは感じは分かりますけれども、肝臓がどうしたこうしたとか、腎臓がどうしたこうしたとあって、前々分らない、そういうレベルなものですから、それにも。一度もお医者さんにも言われたことないし、そういう人は、基礎疾患、俺持っているのかなと思ったときに何を注意すればいいのか。

○今村好市議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 コロナの予防接種に関しましては、あくまで基礎疾患の中に通院または入院し

ている方ということがありますので、主治医の指示に従ってということになります。今回の町の予防接種につきましても、基礎疾患に該当するよというのは主治医の方がおっしゃってくれた方がほとんどでございました。通常病気に何を気をつけるかといいますと、保健センターのほうでは健康づくり事業もやっておりますので、そこら辺、あるいはかかりつけ医を持って定期的に健康管理をしていただくなどがよろしいかと思えます。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 新型コロナが発生してから、毎回のように質問をさせていただいています。毎日のようにニュースやテレビ等でも特集をしております。都度都度いろんな情報も入ってきますが、基本的な質問になりますが、1度確認のためにお聞きしたいと思います。まず、自分がかかったかなと疑わしいときは、どうすればいいのでしょうか。

○今村好市議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 まず、自分が感染が疑われる場合、感染かなと思われた場合は、必ずかかりつけ医に相談した上、受診を必ずしてください。また、受診をどこにしたらいいか分からないという場合につきましては、県に受診相談センターというものが開設されておりますので、そこにお問合せいただくのがよろしいかと思えます。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 それって県にということは電話ですよ。自分も1度電話したことあるのです。そのときは熱が出たものですから、対応がすばらしく丁寧で安心もしたのですが、電話で「どういう症状ですか」と聞かれたときに、「熱があります」、「あとは、それだけですかね。では大丈夫です」と言われたので、朝の7時頃だったのですけれども、それでも丁寧なお答えをいただいたので、安心はしたのですが、やはり自分がかかったときにどうするのだろうかというのが、電話だけというのも心細いような気もいたします。たしか新型コロナは、指定感染症に指定されているために、感染症法に基づいて感染症の専門施設である感染症指定医療機関でないと診ていただけないと承知はしておりますが、これって今でも指定になっているわけですね。

○今村好市議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 感染症に、コロナにかかってしまった場合の治療先というのは指定病院がございまして、その場合にはこんなところに相談したらいいというのは、県のホームページ等にも掲載が始まっているところがございます。まずは、指定病院のほうはかかって確定した場合の指定病院ですので、かかったかどうか分からないというのは、自分のかかりつけ医にご相談いただければいいかと思えます。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 たまたまですが、自分のかかりつけの先生がここでワクチンを打ってくれたものですから、お聞きするのですけれども、今熱があるのなんて聞かれてしまうと、もう出ていて車の中にいてなんて言われるものですから、あれ、先生、この間ワクチン打ってもらったのですけれども。だから、先生としては、コロナにはそれほど優れていない、ただ注射を打つのはできるといっただけで来ているのかなと思

いました、そのときは。町内の医者では扱いができないというふうに自分は思っているのですが、その辺が分かりづらくもなっているところかなと思っております。

ここへ来て、10月末では減少傾向になりつつあり、この質問をしている頃にはと想像していたら、本当に鎮静化しつつあるのか、このオミクロンがどうなるのか、もしかしたら3月の一般質問もまたコロナから始まるのかなと自分も思っております。ただ、これは板倉町だけではなく、日本中もしくは世界中ということになっておりますので、せめてこうやって防御してくださいみたいなのは、板倉でも方針は出したほうがいいのかなと思っております。一人一人の努力が功を奏して、マスク、手洗い、これからも徹底して行っていきたいと再確認をしたわけでありまして。国のほうでも慎重な表現ですが、危機感が高まればいつでもブレーキを踏むと明確に国民に約束をしているのか、第6波に対しての備えは、前にもって増して考えていかなければいけないのかなと思っております。やはり一番大事なのはマスク、手洗いですか。

○今村好市議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 個人個人ができるものというのは基本的なものだと思いますので、マスク、手洗い、そして換気、あとは密にならないというのは、もうコロナの発生が十分落ち着いていますけれども、そこは基本なのだと思います。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 基本的にはデルタ株には効いたのではないですか。本当に今県内でも1桁の感染者ということでありまして、それと2回打ってもかかってしまう。そうすると、また3回、3回打ってもかかってしまう、この間のテレビで言っていましたけれども。そうすると、4回、5回と出てくる、そう思ったほうがいいかもしれない。コロナに対してのウィズコロナと言われておりますが、なかなか3年ぐらいでは慣れないのが現状かと思っております。

では、次の質問に移ります。次の質問はいじめについてです。これは、新教育長になったばかりのときにも質問をさせていただきました。そのときも丁寧にお答えいただきましてありがとうございます。そのときはいじめについての定義ですが、自分がいじめに遭っていると思ったときがいじめなのだとといったような説明でしたが、そうなのですね。

○今村好市議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 それでは、お答えいたします。

いじめの定義ということなのかなと思いますけれども、平成25年、文科省からいじめ防止対策推進法というのが施行されました。ここで、この前とこの後で随分いじめに対する考え方が違ってくるのではないかなと思いますけれども、このいじめ防止対策推進法の中でもいじめについての定義があります。被害に遭った児童生徒が嫌な思いをしたということについては、いじめとしてカウントするというようなことが示されているので、そういうことでよろしいかと思えます。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 それはそのとおりなのですが、そのときその子が誰かに相談して初めて表に出るといのがいじめなのかなと、いじめが発生したと分かるわけであって、学校が率先していじめを見つけると

いったことは、今までこれは何回も質問しているのですが、なかなかない。アンケートなどを取りますと、出るには出ますが、それは低学年にしても小学生にしても、基本的には遊びの一環であるといったような、本人も拭えないのです、そこから。だから、学校で誰かが、誰かではないです。これは先生なのですけれども、大人がいじめでは駄目だよといったような、最初は取っ組みから、取っかかりからいかないとなくなっていくのではないかなと思っております。生徒の中でよく聞く話なのですが、いじめに遭っている子は、なかなか声に出せない、そういう子がいじめるといふのも聞いております。ここがいじめの悪質なところだと自分は思っておるのですが、子供たちの暗黙のルールの中に俗に言うチクリですか、これをする子が最低と呼ばれております。いじめているほうがチクリしている子を最低と呼ぶのです。親なんかと言うのと、これが自分で今までやってきて8割ぐらいこういうことを聞きます。いじめ側で平気で堂々とそういうルールがあって、親にも先生にも言うなど、そのほうが先に怖いのです、いじめられているほうは。それはご存じですか。

○今村好市議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 それでは、お答えします。

今ご質問のあったいじめの発生ということについてだと思っておりますけれども、学校現場の中でもそういうことはあったのかなというふうに思いますが、この問題を解決する上で、その問題について真摯に向き合わない限り、このいじめの問題というのは解決しないのだろうと、そのところをどう解決していくのか、どう対応していくのか、このいじめ問題の根の深いところはそういうところにもあるのかなと、そんなふうに思っています。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 いじめに遭っている子もいじめをしている子も、そのルールがあるので、安心していじめができるとまで聞いたことがあります。これはいじめではないのだよって言われれば、いじめではないのだって思ってしまう。一般の大人から見れば考えられない世界が子供の世界にはあるのだと思います。親も学校も、まず子供を見ようです。

それでも学校側はいじめを把握している場合もありますが、解決ができないのではないかと思います。なぜか。先生の能力のなさなのか資質なのか。この問題は、後に教員免許更新廃止の、これも新聞に出ていたので、そのときにまたお聞きしますが、今板倉でもそうですが、タブレットが活用されております。これは、コロナが発生しまして、もう助け船みたいな感じで扱われているのですが、これについて1件、2件かな、俗に言うタブレットでのいじめですか。昨年11月に小学6年生の女子児童が学校で配られたタブレット端末を使って悪口を書き込まれ、遺書を残して自殺をしております。町田市の事件ですが。それと札幌かどこかでも1件あったような気が。これタブレットのあれなのですが、町田市はいち早くタブレット推進、今まさにコロナ禍においては救世主のごとく扱われております。当町においても、いざ乗り遅れるなどばかりの勢いで利用してきているところだと思っておりますが、もちろんタブレット自体にいじめの機能があるはずもなく、ただ対面でなくて電子黒板とタブレットで何ら支障なく、離れていて学校の授業を受けることができると、利点は最大限にあると思っております。自分たちの学生時代では考えられなかった世界が、ここに今板倉町の小学校でもあるわけです。ただ、町田の事件ですが、女子児童の遺族の方は端末がいじめの温床になったと、自

殺をされていますから、何でも出てくるのだらうなと思いますが、家に持ち帰れるためにいじめがついてきたと、その親御さんは言うておりました。専門家もいじめの対策が置き去りだったとも指摘をしております。あまりにも急ぎ過ぎた対応ですが、当町におきましても、国の構想もあり、中にはなかなか慣れない先生の指導等も行ったと説明を聞いたことがあります、先生から端末の指導を受けなくてはならない、そういうタブレットであります。それを子供に渡して、ただ自分の身内の孫もですが、覚えるの早いです。先生、これ何でできないのだらうねって自分聞いたのですけれども、やはり慣れというのがあります、裏の裏の裏ぐらいまで使ってできるのだということを知りました、そのいじめが、タブレットで。端末を使うに当たってのルールですか、どのような決まりがあるのかお伺いしたいと思います。

○今村好市議長 多田教育委員会事務局長。

[多田 孝教育委員会事務局長登壇]

○多田 孝教育委員会事務局長 ただいまのご質問でございますけれども、タブレット使用に当たってのルールということでございますけれども、児童生徒にはタブレットを配付した5月、それから持ち帰りが始まる前の10月にタブレット端末活用のルールというものを配付をしてございます。全部で11項目の項立てでそのルール作成しておりますが、その中で特に守ってほしいということで、個人情報を守るためにというところで5つほどルールを提示をしてございます。具体的には、まずは自分のタブレットを他人に貸したり使わせたりしません。それから2番目に、IDやパスワードは他人には教えません。3番目に、他人のIDやパスワードを使用しません。4番目に、自分や他人の個人情報、名前とか住所等々でございまして、個人情報はインターネット上に書き込みません。それから最後ですが、相手を傷つけたり、嫌な思いをさせたりすることは絶対書き込みませんなどといったものがございまして、これは、常識といえば常識なのかもしれませんが、改めて児童生徒にこの情報のルールをしっかり守るよう指導をしているということでございます。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 もちろん学習に関係ない目的では使わないは大前提だとは思いますが、しかし、各先生の監視の下、そのようなことが行われる。今のルールについても、大人だったら分かるルール、普通のルールだと思います。これが子供たちがそこに遊びも入ります。今どきこんなことを言うと子供たちに笑われてしまうのですが、タブレット自体はパソコンよりは若干レベルが低いと聞いております。きちりとしたパソコンなのですが、もちろんID、パスワード、チャット、どれを取っても何でもありで、中にはホームですか、自分の個室みたいなもつくれるというようなことも高学年の子からは聞いたことがあります。先生だって自分の個人のホームには入れないみたいなことも聞いております。これって、自分も古い人間なのでいまいちはですが、学校側は勉強の手段として、コロナ感染も考えて子供たちに与えているわけですが、先生が目が届かないところがあるというのは変だと思います。それは、当然先生も知っているのだと思います、自分たちが手の届かないところがあるのだなということ。学校は、もちろん学校ですから、学習面は関心があり、活用方法についてももっと子供のネット利用が実態にそれなりに詳しい専門家と情報を共有する仕組みが必要かと思っております。本来なら各先生に担っていただければ、保護者のほうも安心なのかなと思っておりますが、先生が、これも子供に聞いたのですが、低学年の子供と奥さんに聞きました。タブレットを渡すときに、おまえたちがこれで何をやるか全部俺は分かっているのだぞと言って渡されたそうです。でも、その子も言

っていましたが、小学2年生、親御さんが言っていました。小学2年生までですよ、こんなせりふが効くのはなんて、3年、4年になれば、おまえたちがやっていることのその先生の上に行くよとみんな言っております。その辺の防犯と申しますか、その辺の本当に全て分かっているといったような姿勢をどうやって出すか、これもいじめにつながらないのだと思います。言いますよ。だって、タブレットを先生も見ているのだから、電子黒板を見ているのだから、そんなチャットなんかできるわけないのではって言ったのですけれども、この間、東小学校で拝見させていただきました。先生、時々黒板に書くのです。見ていないのです。そのときにやるのだよと言っていました。先生が見ていないときあるのだからって。なるほど、ではどうしたらいいと言ったら、2人先生がいて、1人はずっと画面を見ている先生、専門がいればチャットもできない、悪口も書けない。だって、チャット書いたら見れるのではない、先生もと言ったら、すぐ消えるのだとかということ。気にしている子は必ず見ますよね、それを。これは町田市のタブレットを使いたいじめですが、これが板倉に来るとは思ってはいませんが、そこまで先生たちは先回り先回り必要なと思います。

先生がタブレットでのいじめのニュースを聞くと、こんなこともできる、あんなこともできる、これでまた悪いほうにゲーム感覚で動くのは子供たちの宿命らしいです。こんなこともできるのだといったようなこと。だから、本当はその辺が制限できるようなタブレットであれば、でも制限できないですよ、全て入るので。これは勉強に関係ないということが削除されるのでしたら、安心してできるのですが、町田の場合は、そのチャットによって特定の子をいじめていた。それもいじめといっても言葉ですから、言葉で死んでしまうと言われてしまうとも何も言えなくなってしまうのですけれども、でもその子は自殺したわけですから、一人でもこういう子が町から出ないようにしていただきたいなと思っております。

先にも言いましたが、本来なら先生の役割が大きくなると思います。これは学校のあれですから。もちろん親御さんの子供を見る目も必要かとは思いますが、そんな中で今年の春頃ですか、教員免許10年の期限を設け、更新前に講習を受けないと失効、いわゆる教員免許更新制が早ければ来年あたりから廃止になる。ついこの間、決定をいたしましたよね、廃止ということで。ちなみに、この試験はどういった意味があるのかお聞かせいただきたいと思います。

○今村好市議長 多田教育委員会事務局長。

[多田 孝教育委員会事務局長登壇]

○多田 孝教育委員会事務局長 ただいまのご質問、教員免許、どのような意義があるかということでございますけれども、ご存じかと思いますが、教員免許制度導入されまして、更新制度導入されまして、この有効期間が10年間、そして更新に関わる関係ですが、2年間で30時間以上の講習を受け、それには費用が約3万円ほどかかりますよといったものがございます。その意義ということですが、教員として必要な資質、能力が保持されますよう、定期的に最新の知識、技能を身につけることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指す目的ということでございます。その目的をもって、この教員免許更新制度が始まったということでございます。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 不適格教員に厳しく対応という触れ込みで、教員再生会議により決められたと聞いております。これによって教員免許を剥奪されるといったようなことはまずないとも聞いております。ふだんより忙しい先生方が教員免許更新のための勉強が増えることにより繁忙となり、余計な仕事が増えてしま

う。それがなくなるだけでも、子供たちを見守る時間が増えていただければいいのかなと思っております。この制度の必要性の一つは、先生方の資質を見てもあるわけです。先生とは必然的に成績は優秀なわけであって、その辺は誰も疑わないわけですが、性格となると、これはいろいろな方がいらっしゃるのだと思います。成績優秀なだけで本当に子供を教える指導に適しているのか問えば、別の答えが返ってくる人もいます。人はそれぞれです。先生もいろいろな人がいます。いじめに関して、どこまで先生方で共有しているのか、また家庭の親御さんと共有しているのか、先生一人でいじめの問題を処理できず、隠してしまう先生もいると聞いたこともあります。こうなると、発覚して初めていじめが表に出て、もしかしたら手後れ状態、先生も教育委員会も親も知らなかった、いつもこのようなせりふが出てくるわけですが、最悪の場合は、調査したがる、そのようなことはなかったとまで出ています。遺族からしたら、たまったものではないと思うのですが、当町にあした起きるとは思いませんが、重大事故、重大事態発生となれば、まずは学校や教育委員会などがつくった第三者委員会が調査とあり、委員構成や調査内容に疑問があれば、自治体の首長に再調査を求める、これが必要となれば、首長がつくった新たな第三者委員会が再調査をして、学校や教育委員会などに再発防止を提言とあります。統計は取っておりませんが、いじめで亡くなったというのは、多分少ない人数ではないと思っております。その中に新たにタブレットでのいじめですか。学校は勉強の道具で渡したのですが、使われているという現実をもう一度見直していただきたいと思えます。

それと、先生の資質ですが、国で更新制度がなく、縛りが新しいのができるのですよね。この更新制度の変わったやつができると聞いておりますが、それまでというよりも、当町でも独自の先生の資質を見るルールというか組織をつくってもらえたらと思っております。外見だけではなく、やはり話をして、この先生はどのような人なのかな、こういう人。先生といたしても、20代ですと、本当に自分なんかもお話ししても子供みたいなものですから、その辺が分かるのではないかなと思います。それと、親御さんです。自分のうちの子はどういう立場になっているのか。いつも接しているわけですから、いつも食べる御飯を食べなくなったりとか、部屋に閉じ籠もりになる。そういうのも通信欄を使って親御さんに知らせるといったのも必要かと思えます。親御さんから直接話を聞けば、先生に自分のうちの子を優秀な子にしてほしいと思っているのは1割いないのではないかと感じておりました。勉強よりも安心安全な先生がいいと言います。必ずです。誰でもそう思うのではないのでしょうか。勉強ができる、できない、先生のせいではない。教室内で起きることは、先生でなければ止められない、そう思います。

最後に、話がそれましたが、タブレットがなかった時代からいじめはあったわけで、ここでタブレットを使ったいじめが出てきました。当町としても、対岸の火事ではなく、警戒だけは決して怠らない、お願いをしたいと思います。教育長、どうでしょうか、その辺。

○今村好市議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 それでは、お答えいたします。

今、タブレットあるいはSNSを使ったネットでのいじめということについてのご心配ということだと思うのですが、やはり町でも児童生徒にタブレット配付ということで、今後この問題についてはしっかり考えていかなければならない問題なのだろうというふうに認識しております。今までのいじめというと、教室内で起きることが多いので、学校では、教員が見えたりするわけですが、今度タブレットになる

と、これが見えにくいということで、闇の中に隠れてしまうというようなところがうんと心配なところかなというふうに思います。そうなったときに何が一番大事なかなって考えてみると、やはりいじめに遭った児童生徒が今困っていると、私は苦しい思いをしている、誰か何とか助けてほしいというような声を上げることが一番大事なかなと。そのためには、声を上げさせるためには、やはり教員との信頼関係、親との信頼関係、この人は私を最後まできちんと守ってくれる人だという信頼関係がなければ、子供たちのSOSは届かないのだと思います。ですから、SNS、ネットだけではありませんけれども、ふだんからしっかりした信頼関係を築きながら、そういういじめに遭った折については、しっかり声を上げることが大事なのだよということをふだんの事前の指導の中で徹底していくということが私は大事なのではないかなと、そんなふうに思っています。

それから、学校の教員についての資質向上についてなのですが、当板倉町については、この教員の研修というのは十分深められているなということで認識しております。学校では、教員のグループによって研修を深めたりしております。ベテランの教員、若手の教員、垣根を越えて情報交換したり、ふだんの中でも研修している姿が見られているのかなと、そんなふうに思っています。

以上です。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 時間が来ましたので、以上で質問を終わりたいと思います。本日も明確にお答えいただきまして、ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○今村好市議長 以上で森田義昭議員の一般質問が終了いたしました。

ここで休憩をいたします。

10時15分より再開といたします。

休 憩 (午前10時02分)

再 開 (午前10時15分)

○今村好市議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告2番、針ヶ谷稔也議員。

なお、質問の時間は60分です。

[6番 針ヶ谷稔也議員登壇]

○6番 針ヶ谷稔也議員 6番、針ヶ谷です。通告書を提出してありますので、それに従いまして質問のほうを進めさせていただきたいと思います。

この時期、3月の定例会に向けて役場のほうでは来年度の予算づくりというのが進んでいるのかなと、町長の発言の中にもそのような発言があったかと思うのですが、令和4年度の予算編成に向けて幾つか質問をさせていただきたいと思います。

通告書にありますとおり、SDGs(持続可能な開発目標)への取組についてということで質問をさせていただきますけれども、総合計画を策定する中で、今回の総合計画では、このSDGsというものに沿って事業展開をしていきますよというような計画になっていたかと思っております。もともとこのSDGsです

けれども、2000年にMDGs、これを先進国で取組を始めて、ミレニアム・ディベロップメント・ゴールズという略でMDGsというようですけれども、先進国のみで取り組んだわけですけれども、2015年を目途に取り組んだ結果、なかなか思わしい成績にならなかった、しかも項目が8項目しかなかったということで、新たに途上国を含めまして、全世界的に取り組める目標ということで持続可能な開発目標SDGs、サステナブル・ディベロップメント・ゴールズというのを新たに構築をした、今取り組んでいる最中だと。これが目標年度は2030年ということで、前政権の菅政権もやはり温暖化の目標が2030年ゼロというようなことでお話をされている経緯がありますので、2030年度までに誰一人取り残さない、サステナブル、持続可能な世界を構築するのだというような取組のようでございます。

町の事業を考えてみますと、大まかな仕事は国や県の施策の、言葉は悪いですが、代行業みたいな感じです。それを町に下ろして、町の仕事をまた県や国へ報告をするというような仕事が多いのかなと思っておりますが、その中でもやはり町単独で取り組んでいる事業で、予算会議の中では重点項目ですとか新規事業というようなところで取り上げている事業があるのかなと思っております。

そうした中、このSDGsとの関連づけというのですか、事業を計画していく中で、SDGsとの関連を考えていく必要が出てくるのかなと思うのですが、4年度についてはどのような方針で予算のほう、特に町の単独を含む重点事業、新規事業のほうを考えているのか、現時点で分かる範囲でお答えいただければと思います。

○今村好市議長 峯崎企画財政課長。

[峯崎 浩企画財政課長登壇]

○峯崎 浩企画財政課長 ただいまのご質問でございますが、ちょっと先ほどの議員さんの説明にありましたものの繰り返しになりますけれども、SDGsにつきましては、2015年9月に国連サミットで採択された、持続可能な開発目標というものでございます。社会、経済、環境面における持続可能な開発目標を目指しておりまして、これを世界共通の目標として、2030年のゴールに向かって17の目標、そしてさらにその下の具体的な169のターゲットというようなところ、目的というものを設けまして、それぞれの国で進めていこうというものでございます。この採択は、国及び県、また我々地方自治体においても、あらゆる企業や団体、そういったところと協力して、こちらの推進に取り組むということとされております。

町としましても、令和2年3月に策定をいたしました、板倉町の総合計画というものがございます。その中で、基本計画においてSDGsに上げる17の目標及び取組の内容を重視しまして、SDGsを推進することとしております。また、SDGsにおける17の目標、ゴールを実施計画に位置づけることとしており、現在実施計画における全261事業のうち、225事業をSDGsにおける17の目標と関連づけまして、推進をしているところでございます。

次年度、令和4年度の事業計画ということにおきましても精査をしながら、この基本総合計画におけます位置づけとともに、それぞれの関連性のほうを推進をし、結果等も含めて検討を行っているところでございます。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 ありがとうございます。現行の事業も既にもう総合計画の実施期間に入っておりますので、261のうち225事業がそれを含んでというか関連づけをして取組がなされているという報告でござ

ございました。

しかし、やはりやった上で改善点等も出てくるかと思えますし、基本的に役場が取り組んでいる事業ですので、このSDGsから大きく外れることはないと思うのです。町のため、町民のためにやっていることですので、大きく外れることはないと思うのですけれども、やはり今問題になっている温暖化あるいはごみの問題あるいはセクシュアリティですか、そういった問題というのが今後少しずつ改善の方向へ近づけていかなければいけないのかなというふうに私の頭の中では考えているのですが、中でもペーパーレスの取組についてということで具体的にお聞きしたいと思います。

私、定例会が終わって、全員協議会から次の定例会までの資料ごとにまとめているのですが、これが9月から12月の定例会までの紙で配られた資料の量です。このほかにいろんな議員のみのところもありますので、もう少し全体の量は増えるわけですし、各団体からの通知等を含めると、さらにあるわけです。なかなか行政の書類ですので、安易には捨てられないということで、どんどん、どんどん私の机の上に積み重なっている状態があるわけですが、この環境問題を考えたときに、現在も古紙の再活用ということで、再利用ということで紙のほうも再利用の紙を使っているというような報告は以前受けた経緯があると思うのですが、現在、先ほどもデジタルの話、教育関係で出てきましたけれども、いろんな分野がデジタル化しているような状況の中で、役場の事業もこのデジタル化を進めていく必要があるのではないだろうかと考えております。中でも、昨日本会議でいろいろ書面を見ながら審議決定してきたわけですが、ああいったものはもう1回見てしまうと、次に開く可能性というのは極端に少ないわけです。次のときに若干気になることを一般質問等で持ち上げるときに見直して、確認をするような具合で、一回確定してしまうと、もうそれは日常の事業として、仕事として進んでいくわけですから、決定するまでの間の確認ということで役目が終わってしまうのかな。であれば、その時点で確認できる状況ができればいいのではないかということで、こういったものについてデジタル化を進める考えが町にあるのかどうか、確認をさせていただきたいと思えます。

○今村好市議長 根岸総務課長。

[根岸光男総務課長登壇]

○根岸光男総務課長 お答えいたします。

現状の町のペーパーレス化の取組に関しまして、初めに説明をさせていただきますが、板倉町では庁舎内部での電子文書の管理システムを活用して決裁文書等を取扱いをしております。これについては、平成20年から行ってございまして、ほかの自治体よりもかなり早い段階で電子決裁を実施をしております。收受、いわゆる県等から来た文書については、全て100%電子で取り組んでおります。また、職員が事業を起案するものでありますけれども、それについては約50%となっておりまして、約75%は電子文書化をしているのかなというふうに考えております。残りの25%については、紙での押印処理とかをしております。また、ペーパーレスということですので、印刷の関係、それについても各係の使用実績を定期的に公表いたしまして、紙あるいは印刷経費の節減を図っているところであります。

ご質問のペーパーレスへの取組ということでもありますけれども、これについてはどのようなものを議員が考えているのか分かりませんが、もしかすると新聞等で報道がありました議会、先ほどの資料の話がありましたので、議会等でのペーパーレスの取組だと思えますが、それについてはほかの自治体でも端末の

タブレットを活用したペーパーレス化をしております。当然メリット、デメリットがあるのだと思いますが、その辺を検討していく段階にあるのかなとは考えておりますが、まだ現段階では具体的には考えておりません。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 役場の中の文書処理としては、75%程度の今取組が実践されているというご報告でした。記録としまして、電子で記録をなささいというような方向で電子化のほうも進んでいるのかなと認識をしております、その場で提出をしたりとかする紙を媒体として、いや応なく紙でないといけない仕事というのでも幾つかあるのかなとは思っていますが、この先、次に質問する部分にも関わってくるのですが、やはり電子化できる部分は極力電子化を図って、その代わり議会のほうでもタブレットを利用して確認をしてくださいということであれば、それを議会としても取り組んでいかなければいけないのかなというふうに考えておまして、その辺はやはり執行部と議会のほうでちょっと意識の調整をしていかなければいけない部分かなと思いますので、前向きにというか、ぜひペーパーレス化のほうで検討を進めていただければというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、3番目の申請用紙等での性別の扱いについての方針はということですが、これもサステナブルの中でLGBTQ、今男性、女性と性別を分けることについて抵抗を持つ人が非常に多くなってきているということで、外国を含め自治体間で書類欄の性別、男性、女性で丸をつけたりとかチェック入れたりとかして提出する書類が幾つか何種類かあるかと思うのですが、そういったものについての議論が始まっているのかなと認識しております。板倉町の現状は、今どのようなふうになっているのかご報告いただければと思います。

○今村好市議長 根岸総務課長。

[根岸光男総務課長登壇]

○根岸光男総務課長 お答えいたします。

ただいまのご質問の前に、先ほどの議会等のタブレットの話を追加させていただきますが、近隣でも行っている邑楽町がありますので、その情報もお尋ねをしましたので、一応申し上げさせていただきますが、邑楽町の場合は、昨年8月に議会改革から、それが取り入れられたということでありまして、議会改革の一環でそのようなタブレット導入が議論されたということでもありますので、一応参考に申し上げさせていただきます。

それから、申請用紙での性別の取扱いについてであります。これについては平成11年に男女共同参画社会基本法、また平成15年に性同一性障害者への性別の取扱いの特例に関する法律、それぞれ制定をされまして、男女という固定概念にとらわれない社会への移行ということでの動きが広まってきたということでもあります。この各種申請書の取扱い、これについても報道等でありました。このようなことを見直す自治体が現れていると。群馬県、また県内の自治体では、渋川、高崎、安中市がその取扱いを見直しをしてきているというところでもあります。

町につきましては、現在規則や要綱等で定められた申請書において性別欄を設けている様式、現時点では約60件程度あるというふうに把握しております。今後の確認によっては、さらに増える可能性もあります。現状では、そのようなことになっております。

以上です。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 この申請用紙、現状で60件が確認できたということですが、その中でどうしても男女の性別を判断しなければいけない、それによって対応が変わってくるというような書類というのがあるのかどうか。本当にそこで男女の性別を記載する必要があるのかどうかという点についてはいかがでしょうか。

○今村好市議長 根岸総務課長。

[根岸光男総務課長登壇]

○根岸光男総務課長 お答えします。

これについては、議員おっしゃるように、この書類を見直しするに当たって、見直しを検討する余地がある様式、または国の法令等で決められているもので、あるいは統計上で性別が必要なものということで、性別欄を欠くことのできない様式もあると思います。町につきましては、ちょっとその辺、今資料がありませんが、当然見直しができるもの、あるいは制度上できないものというのがあると思います。件数については、今ちょっと資料がありませんので、その辺は後ほど調べさせていただきます。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 先ほども課長の発言の中にあつた、統計を取る際に極めて分類をしなければいけないという統計の方法がありますので、その部分は致し方ない。それも今後若干難しくなってくるのかなと思うのですが。特に申請時に容姿と見た目ですべてで云々というようなことが一番受付に来た町民に対して失礼な部分が出てくる可能性があるのだと思うのです。ですから、必要ないのであれば、国の方針もそういう方向に行っているようでありますので、ぜひ改善できるところは改善して行って、不必要な、そういった差別が生まれるような書類がなくなる方向で検討をいただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

○今村好市議長 根岸総務課長。

[根岸光男総務課長登壇]

○根岸光男総務課長 国、県等でも、そのような動向になっていることは承知しております。また、近隣自治体の情報も注視しながら、要は業務上、性別情報が必要となるかどうか、これが合理的な理由があるかどうかの有無を確認するということが重要だと思いますので、その辺を注視しながら検討をさせていただきます。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 お手数ですが、よろしくお願ひしたいと思います。これに関しては、以上で終わりにしたいと思います。

続きまして、森田議員の一般質問にもありましたが、コロナウイルスワクチン接種についてということで質問を変えさせていただきます。今日の報道を見ていますと、新型コロナウイルス、武漢発というのが日本で一番最初に広がったのだと思いますが、それが武漢で発症をした日が今日らしいです。2年前の今日。ですから、新型コロナウイルスが話題になって今日で丸2年ということで報道がございました。もともとは、コウモリやジャコウネコなんかを持つヒトコロナウイルスというウイルスが変種して人にうつったと、当初

は人から人への感染はないでしょうと言われていたわけですが、見る見るうちに全世界に拡散をしていってしまった。対応が後手後手に回って、被曝する人たちが多くなっているというような状況で、ワクチンもいろいろ対応をされて、治療薬等で点滴等を含めて体に入ったウイルスを殺菌しようということでもいろいろ手を打たれて、彼らも生き残りを図るために変異を繰り返してきているわけです。今回オミクロンということで、これ頭にギリシャ文字がつけられてオミクロンということですがけれども、24個あるギリシャ文字の中で15番目で、形としてはoの字、ご存じの方も多いと思いますけれども、現段階で今朝のニュースですと40か国を超えたと、ですから全世界で今国連加盟国は163とか、そのぐらいの数ですから、4分の1はもう感染国、感染者がいる国になってきているということで、感染力の強さというのがちょっと目立つかなと思われるしております。ただ、明らかになったのが11月の末ということで、まだ始まって、その期間に全世界的に広まっているわけですから、感染力の強さというのが疑われるわけですがけれども、正確なデータは2週間程度の時間を置かないとはっきりしないということで、この定例会が終わったぐらいに改めて症例とか特徴とかという、そういった検査の結果とか、診断の結果なんかが出てくるのかなと思っております。

そんな中、第6波を見越して、最初に第3回目のワクチン接種が計画されたわけですがけれども、それに加えて病床ですとか医療従事者の確保ですとか、いろんな手当がされて、いつ6波が起こってもというようなことで国も各自自治体も今準備を進めていた段階ですが、先ほどお話ししましたように11月の末に新種のオミクロン株というのが発見をされて、新たに右往左往が始まったというのが現状かなと考えております。最初国は、2回接種後8か月経過した者から順次3回目の接種を行うという方針だったかなと思うのですが、それが6か月になったり、また8か月に戻ったり、できるだけ早くというような発言がこの間の首相の発言かなと思ったのですがけれども、この辺りも個人差もありまして、体内にどれだけ抗体が残っているかというような部分の検査を、まだそんなにはっきりしていないのだろうと思うのです。だから、概算で大体3か月で減退するというような話ですがけれども、それが8か月ぐらいに打つのが適当であろうと。この間のマスメディアの情報を見ていると、1回目より3週間置いたわけですがけれども、1回、2回はあまり期間がないので、多分そのままですがけれども、3回目のワクチンを打つことによって抗体の量というのは劇的に増加をして、免疫力が高まりますよというような今報告になっているのかなと思っております。ですから、オミクロン株云々にかかわらず、体内の抗体を構築する上で3回目の接種というのは非常に効果的かなと。話題にもありますように、ワクチンを打ったから感染しないのかということ、インフルエンザもそうですけれども、インフルエンザの予防接種をしましても、インフルエンザウイルスを飛沫を暴露されるとやはり感染をしてしまうと、ただ体内に入ったときにその攻撃に対して抵抗力が高まっているので、重症化しない、重たい症状が出ないで済む可能性が高まるというのが主なワクチンの効果かなと、私自身はそう考えております。

本町では、先ほどの質問の中でも、今12月の頭から医療従事者のワクチン接種が始まっているかと思うのですが、65歳以上の高齢者については2月からの予定になっていますよ、11月下旬から接種券発行していますよということでお話があったかと思しますので、それはいいと思います。ただ、1回目、2回目について、町としましては集団接種という形で中央公民館のホールを利用して行ったわけですがけれども、3回目についてその接種の方法と、あと受付、1回目、2回目は電話受付と、あとは県のウェブサイトのラインを利用した受付と並行して行っていたわけですがけれども、今回どのような方法になるのか。先ほども話題になりましたけれども、2回目の接種からの起算で8か月という数字が出ていますので、それを基に発券がされている

のかなと思うのですけれども、もらった人は受付をして初めて接種の時期が決まるのかなと思うのですが、8か月たって権利が得られて、その人が受付をした時点で接種期日が決まると思っているのですが、どのような方向で受付をするのか、また接種の方法、集団接種なのか個別接種なのか、どのような今考えなのかお答えいただければと思います。

○今村好市議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 ご質問ありがとうございます。まず、先ほどと重なるところもありますが、少しお話しさせていただきたいと思います。

国の示す要領によって行ってまいります。現段階では18歳以上にファイザーのワクチンで行うことは決まっております。まず、接種の順番については、2回目の接種が済んだ方の順になりますので、具体的には先ほどお話ししましたとおり、医療従事者からということになりますが、まず地元の医師会に所属の先生方が1月から接種開始という予定になっております。住民に関しましては、先ほど我々も1回目、2回目の反省点というのをできる限り改善したいということでございまして、1回目の接種同様に集団接種で行いたいと思っておりますが、今回につきましては予約の取りにくいなどの方法を考えず、あくまでも接種の順番が8か月以降ということになっておりますので、こちらであらかじめ期日を指定して通知をする方法を今検討しております。ですので、その時点で通知が届いた時点で日時の都合の悪い方については、お手数ですが、電話連絡の上、コールセンターで変更していただくというようなことを今検討しております。

また、現時点では8か月ですので、もし前倒しになった場合についても、医師会等と検討を進めていきたいと考えております。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 権利が確定されるわけなので、権利のある人に対しては、こちらから積極的に期日指定をして発券をしていくと、都合がつかない方については、おののお対応していただけるという考え方でよろしいわけですね。

薬剤がファイザー社ということで、この間のこれもマスコミのニュースなのですけれども、10代、20代の特に男性ですか、心筋、心臓の筋肉に対する疾患が見受けられる。100万人にファイザーで10代で十四、五%、20代で16%ぐらいだったかなと記憶するのですけれども、100万人というのが国が示した1日の接種の目標だったものですから、単純に考えると1日に10人も15人もそういう症状にあるのかと思うわけですが、年代が切られていますので、実際にはそういう1日の数にはならないのだと思いますけれども、具体的にイメージすると日本で1日接種が終わると、そういう症状が10人ぐらい出るというようなことであると、ちょっと心配なところが多くなるのかなと思うのですが、板倉ではそういう症例というのは確認できていないわけですか、いかがでしょう。

○今村好市議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 幸いなことに板倉町では、重症な副反応というのが確認はされておられません。統計上では、ファイザー社のワクチンよりもモデルナ社のワクチンに心筋炎が多かったような統計になっていると思います。ですので、3回目の接種に関しまして、現時点ではワクチンが、前回1回目、2回目は町

で行うものはファイザー社って決まっておりましたが、今回は国の指針ですと、この後モデルナの薬事承認を急いで決定し、決定次第モデルナとファイザーを両方配分するということになります。ですので、若い決まった年代の方については、ワクチンの選択をできるように配慮しろというような事務連絡が来ております。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 この辺が現場としては厄介なところで、期日にしても8か月で準備しているけれども、6か月に前倒しになれば、2か月分の人々が早く接種ができるようになってしまうということで、この手続上、混乱を招くのかなと。あと、ワクチンにしても、ファイザー社が必要分あるのかどうかというところをまず現場としては確認ができない状態かなと思いますし、モデルナ社の部分は先ほど課長からもありましたように、心疾患の影響というのはファイザー社よりも大きいというのは、これはデータが出ていますので、若い世代についてはファイザー社のほうが幾らか安心感が高まるというようなところもあるのかなと思いますし、それが承認されるかどうかという部分もやきもきされているのかなと思います。

今12歳以上が、小学6年生から中1ぐらいの年代なのですけれども、12歳になった時点で権利が発生をして、町のメールと、あとホームページ等を確認しますと、その都度個別にそれについて発券がされるので、個別に医療機関で接種をしてくださいというような案内だったかなと思うのですけれども、それで1回目、2回目、3週間空けるのはそのままでしょうから、1回目打ったらもう自動的に3週間目が、2回目が決まって、それが終わったらまた8か月というような、12歳から、今は15歳までですか、18歳以上が今対象でしたっけ、17歳までがそういうふうな流れになるのかという確認と、オミクロン株の感染力の拡大ということで、今まで打っていなかった方、権利はあるのだけれども、打っていなかった方が私打ちたいわということで1回目、もしくは1回目打ったけれども、2回目打っていないくて、2回目を打ちたいわとかという、特別な対応をしなければいけない例というものもあるかと思うのですけれども、その辺についてはどのようにお考えになっていますか。

○今村好市議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 では、まず新たに12歳を迎える方の接種でございますが、誕生月まとめて発券をしております。個別接種ですけれども、町の指定医療機関ということで、そちらに日時を指定して予約ができるようになっておりますので、そこで1回目、2回目をお願いしております。現時点では、まだ12歳から17歳でしょうか、18歳未満の方への3回目接種は計画になっておりませんし、ワクチンのほうの薬事承認はなっていないので、2回で一応終了ということになります。

また、1回目、2回目が完了していない方につきましても、3回目の接種と同様に行えということでございますので、こちらも集団の会場で行いますと困難を招くようなことがありますので、できれば個別の協力をいただける医療機関でお願いできないかということで、今医師会と調整しているところでございます。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 やはり評判が、感染力が高まるよと、これから年末年始が、年が明けてからの接種になりますので、ちょっと影響も違ってくるのかなと思うのですけれども、またこれから1か月以上あるわけですから、今の状態が、先ほども言いましたように、今月半ばぐらいにオミクロンの実態が明らかになってきたときに、では3回目のワクチンが必要か必要ではないかという判断の材料になるのかどうか。ただ、

第6波を抑制するためには3回打ったほうがいいよという基本概念の下に皆さん3回目を接種いただけるのかどうかという部分も、また現場としては非常に悩ましいかなと思っております。

先ほど来、今質問しましたように、これの影響で今まで打っていなかった人が打ち始める、あるいは2回目の機会を失った人が2回目を打つと、2回打ってからの3回目という接種の形でしょうから、そういった部分の対応というのも先ほどおっしゃったようにいろいろと変動的になりますので、ミスのないような対応をぜひ心がけていただければと思います。できるだけ接種率を上げて集団免疫を高めておけば板倉町としては感染に強いまちということが確立できるかなと思いますので、取組のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移らせていただきますが、町主催の行事や会議への参加者への対応についてということで質問をさせていただきます。くしくも、本日、さきの大戦の入り口になりました真珠湾攻撃から80年目の日だそうです。今日の日本時間の夜中の2時ぐらいですか、真珠湾を攻撃してアメリカとの第二次世界大戦の日米戦が始まったというような日になるようですけれども、過日、板倉町でも、県のレベルは1に下がった後だったと思いますけれども、戦没者の慰霊式典というのが実施されました。その際、特に目立った特別な処置ではなくて、マスクの着用や換気、ソーシャルディスタンス、手指の消毒というようなことで開催をされたわけですけれども、これから第6波あるいはオミクロン株の増殖等を考えたときに、ウイルス禍の前の状態に戻していく方向で事業を進めていくわけでしょうけれども、その際やはり何らかの手はずをして開催をしなければいけないということで、町としては町主催の行事や庁舎ですとか公民館で招集をかけて開かれる会議について、どのようにお考えになっているのか、対策についてお考えをお聞かせ願えればと思います。

○今村好市議長 根岸総務課長。

[根岸光男総務課長登壇]

○根岸光男総務課長 お答えいたします。

現在、国内または県内の新型コロナウイルス感染状況につきましては、いったんの落ち着きを取り戻しているという状況であります。オミクロンと第6波への懸念もされているところであります。このような状況の中、町が主催する行事や会議の開催の可否につきましても、これまでと同様に県の社会経済活動再開に向けたガイドラインに基づきまして、警戒度及び行動基準に基づいて判断を行うということであり。また、行事や会議を開催する場合は、引き続き人と人との距離の確保、マスクの着用や手洗いによる手指衛生をはじめとした基本的な感染防止対策に加え、室内換気等を施した上で開催したいと考えております。

以上であります。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 まず、開催できるかどうかというのを検討して、開催する際には今までのような防止対策を取って開催をするというような発言かなと思いますが、イベント等の開催条件として取り沙汰されているのが接種済証、証明書と、あとはワクチン接種を希望されない方については、近々のPCR検査の結果、陰性証明ということで、それをやることによってあまり制限を受けないでイベントが開催できるというような方向も検討されているようですけれども、町については、今先ほども受け付ける際に、県のラインのサイトで、接種済証ではないですけれども、ワクチン手帳ということで、2回目はいついつ接種が終わりましたよという証明書がデジタルで発券されているかなと思います。私も登録してみたのですが、分

かりづらいといえは分かりづらいのですが、一応確認は取れるかなと思っているのですが。あとは、PCR検査とか陰性証明については個別の対応になるので、ちょっと難しいかなと思うのですが、ワクチンを打っていらっしゃる方と打っていらっしゃらない方、やはりその間隔の差というのも出てくる可能性もありますので、その辺についても町として対策というのですか、そういう方法論の中に、考えの中に入れてもいいのかなと思うのですが、そういうのを扱う気は今のところはないわけですか。

○今村好市議長 根岸総務課長。

[根岸光男総務課長登壇]

○根岸光男総務課長 お答えいたします。

先ほど申し上げました、群馬県が定める社会経済活動再開に向けたガイドラインに基づきますと、イベント等につきましては、現在の警戒レベル1の状況では、感染防止対策を徹底の上、人数制限を行い、開催とあります。ただし、この人数制限の中には、ワクチン・検査パッケージの適用により、実際の要請内容よりも緩和される場合があるということで、今証明書という話がありましたけれども、このワクチン・検査パッケージを適用することによっては、その辺は緩和されるということが公表されております。現在板倉町では、大きなイベント等は今のところ考えておりませんので、もしそのようなことがある場合には、当然そういうことも、証明書等も考えられるのかなと思いますが、現段階では会議等においては、そのようなことは考えておりません。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 接種率、町で80%を超えてきているかなという、これも若年層まで入れてあれですから、大体80ぐらいの推移でよろしいのですか。ということは、人口の8割方が接種済みということを考えれば、ある程度証明された上で行事等も開催できてくるのかなという雰囲気になってきているのか。これは、板倉町として利点の一つかなと思いますので、ぜひ考慮に入れていただいて、行事等の開催についても検討いただければと思いますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。これについては、以上で質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、過日行われました衆議院議員選挙の実際について幾つかお伺いしたいと思います。当町の投票率、前の衆議院議員から、3年前ぐらいになるのですか、からすると、投票率が62.何%と回復傾向にあったわけですが、これについて回復した理由について担当ではどのような分析を行っているのか、分析してあればお聞かせいただければと思います。

○今村好市議長 根岸総務課長。

[根岸光男総務課長登壇]

○根岸光男総務課長 お答えいたします。

過日、10月31日執行の衆院選では、議員おっしゃったように、前回、平成29年の投票率が53.68%、今回が55.93%ということで、前回より2.25ポイント投票率が上昇をしたということであります。これは、今の2.25は国全体です。町については、今回の投票率が62.75%、前回の投票率は59.86で、2.89ポイント投票率が上昇したということで、全国的な傾向と同様な状況であります。

ご質問の投票率上昇の分析につきましては、これについては町で個別のアンケート調査を行っておりませんので、新聞報道等の想定になりますけれども、板倉町は群馬県内小選挙区の中で最も激戦とされた群馬第

3区であります。自民党、立憲民主党の前職の候補者が競い合う構図であったため、有権者からの関心が高かったのではないかと予想をされます。また、新型コロナウイルス感染症対策への関心度が高まる中で、そういう中での国政選挙でありましたので、政党や候補者からの発言や公約など、有権者から注目されたことが投票率上昇の理由になったものと考えております。

以上です。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 理由については、そういったところかなと思いますけれども、実際としましては期日前（きじつぜん）というのですか、期日前（きじつまえ）というのですか、投票率が前回よりも若干上昇していたかなと思っておりますが、そういった部分で投票意欲というのは幾らか上がった、その内容にもよりますけれども、上がったのかなと。中でも、投票率に年代の差があるのかということで、18歳の選挙権から2回目の選挙になるのですか。ということですが、そういった部分で年代別の統計というのも取っているのかどうかということなのですかけれども、その辺はいかがですか。

○今村好市議長 根岸総務課長。

[根岸光男総務課長登壇]

○根岸光男総務課長 お答えいたします。

年代別の投票率につきましては、全国的な傾向と同様に、30歳代以下の若年層の投票率が低く、50歳代以上の投票率が高い傾向にあります。具体的には、10代で51.2%、20代で40.1%、30代で45.9%、40代で59.4%、50代で69.5%、60代で74.2%、70代で75.8%、80代以上48.4%となっております。一番投票率の低い20代、40.1%と一番投票率の高い70代、75.8%では、35.7ポイントの開きがあります。理由につきましては、これも報道等で行われていることでもありますけれども、若年層の投票率が低い要因としましては、内閣府の世論調査において、「国の政策に民意が反映されているかと思うか」の問いに対しまして、「反映されていない」という回答が7割近くあります。投票しても政治は変わらないと考える人がいるというふうに行われております。

以上であります。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 ありがとうございます。やはり20代、30代もそんなに高くないわけですがけれども、若年層の投票率が上がってこないというところに同じいつも問題点があるのかなと考えております。

そんな中で、今回の報道の中で投票済証というのですか、私は投票しましたよというのを証明してくれる証明書があるというようなお話を伺ったのですが、板倉町ではどのような状況でしょうか、あるいはどのような方法でそれを取得できるのか、ご説明いただければと思います。

○今村好市議長 根岸総務課長。

[根岸光男総務課長登壇]

○根岸光男総務課長 投票済証明書、投票を済ませた方の投票のあかしとして発行されているものですが、公職選挙法の規定では、この発行についての規定はありません。ですので、各市町村の選管の判断ということで行っております。いつ頃から始まったかについても定かではありませんけれども、当町では該当する選挙ごとに選管の了承を得て投票済証明書を発行している状況であります。これは、投票を済ませた方

からの申出によりまして、各投票所において、その方の住所、氏名を記載して投票済証明書を発行しております。今回の選挙では、全体で82人の方に投票済証明書を発行しております。この投票済証明書、どのようなことに使うのかということですが、具体的にはこれは調査はしておりませんが、投票済証明書を希望する方、何人か聞きますと、会社によっては勤務時間内に投票を推奨される会社もあるようです。その場合に、投票したかどうかの証明書を会社に提出することが求められるという会社もあるようです。また、近隣の商店やショッピングモールなどで、選挙期間中に選挙割セールというのをやっているということは聞いております。

以上です。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 地域によっては、この投票済証明書を見せるとサービスが受けられる、割引が受けられるというような方向で選挙の投票率のアップを後押しするような動きもあるようです。板倉町では、具体的にはまだ動きはないのかなと思っていますけれども、今回大学生を中心に若手がSNSで投票に行きましょうというような訴えをして、若年者の投票率を上げましょうというような動きが報告されていたわけですが、いろいろな方法を使って、今低くなっている投票率が上がってくればありがたいかなと思いますが、今後ともまだ選挙に関してはいろいろと分析を進めていただきまして、取れる方法があれば我々も協力しますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

最後の質問に移りたいと思います。地域の安全性の確保についてということで、町内の防犯カメラの現状と今後の考え方についてということですが、これも今日のニュースですが、昨日ですか、大泉町で17歳の男性が包丁を持って下校時の女子児童に乗りかかってという状態を近所の人を取り押さえて警察が逮捕したというようなニュース、大まかに言うと、そういう流れだったようですが、いつどこでどういう事件が起こるのか分からないというような今の世の中の状況を非常に危惧しているところです。過日も、自分の今の状態が嫌になって、電車の中でオイルライターのオイルをまいて放火をして、それで同乗している人も切りつけて死亡させたというような事件がございましたが、模倣犯としてまた大阪辺りであったかなと思うのですが、このときに非常用のブザーはあるのだけれども、非常用のブザーを押して車掌との会話というのが混乱の中で成立をしなかった。車掌が現状が把握できなかったというような報告、リポートがございました。そのときにカメラがあれば車内でどういうものが起こっているかというのを確認できたのだけれどもというような反省点になっていたかなと。あとは、非常ドアの扱い云々ということで、いろいろ反省が出ていますので、今後生かされてくるかなと思うのですが。

昨日、おとといですが、徘徊の方の行方不明者の安全安心メールが届いておりまして、無事保護されたということで安堵しているわけですが、そういった部分とか、あるいはこれも過日新しいものに変わりましたけれども、三県境のマークというか、三県境の印、これも新しいものに置き換えたわけですが、それも持ち去られている状況、あれはカメラが設置されていなかったのかなと思うのですが、そういったものについても、徘徊については設置されているカメラのどこかに映っていれば、どの方向に進んでいたという情報が得られれば、捜査の方法も狭められて発見に早くつながるのかなと思いますし、三県境につきましては、カメラの抑止力で、盗むとばれてしまうというのが分かれば、盗む人もいなくなるのかなということで、車載カメラを含めて、道路上のオービスとは違うカメラ、交通状況を把握するカメラが今主要

な道路には設置されているわけですが、オービスかなと思ってブレーキを踏むと、カメラだけだなどというので、安心するときもあるのですが、そういったもので追跡が可能になって、東京で起きた事件も大阪、広島辺りで犯人が検挙されるというようなことが皆さんもご承知かなと思っております。

当町におきましては、群馬県でも一番東の端ということで、県境に隣接しているという部分で、犯行をして逃亡する人が、車についても私なんかは館林に来た当初は、交差点ごとに立て看板があって、何月何日の何時頃、こういう事故がありましたよと、目撃者を探していますよと、そうすると何でこんなものがあるのという、ここは県境で県外の人が事故を起こしたら、そのまま戻ってしまうのだと、そうすると管轄が変わるので、捕まる確率が下がるのだよというような説明を受けたことがあったものですから、板倉町は特に一番端端ですので、そういった場合も多いのかなと。現状も中学生の通学路を中心に防犯カメラ、私が議員になってからですから、平成二十八、九年あたりに増設して設置したかなと記憶しているのですけれども、今の町の防犯カメラの状況と周辺自治体の状況について、情報があればお聞かせいただければと思います。

○今村好市議長 根岸総務課長。

[根岸光男総務課長登壇]

○根岸光男総務課長 お答えいたします。

今年4月1日時点での近隣の状況であります。板倉町が49基、明和町130基、千代田町42基、大泉町72基、邑楽町80基、館林市109基となっております。

以上です。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 明和が100を超えましたよというのは、何かでニュースで出ていて把握したのですけれども、ほかの町については大体40前後ということで、設置する場所については、その自治体自治体で考慮してやってあるかと思うのですけれども、板倉町は先ほど申し上げたとおり、子供たちの通学路を中心に設置したかと思うのですが、それは間違いはないですか。

○今村好市議長 根岸総務課長。

[根岸光男総務課長登壇]

○根岸光男総務課長 この設置場所につきましては、通学路を中心に主要な交差点等、あるいは人けのない通学路を中心に設置をしております。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 町の中でも窃盗事件、泥棒に入られる事件は年に何件か起こっていますし、近隣で私の近所でも、この間、米泥棒に2回連続で入れて、そこはカメラのマークはしていたけれども、ダミーのカメラはやっていたけれども、見破られてしまって入られたとか、あとは今後重油の今値段が多くありますので、重油の窃盗も懸案されていますし、農作業中の機械の窃盗も毎年数件報告されております。至るところにカメラを置くと、これはプライバシーの問題云々でかかってくるわけですが、先ほどもお話にありましたように主要なポイント、例えばニュータウンはある程度出入口が限定されていますので、ニュータウンの出入口に1基ずつ置いておけば、誰か見知らぬ人が入った、出るというのが確認できるかなと思ったりとか、あるいは県境の主要な道路については、もう確実に設置をしておいて、疑わしい車が何時頃どちら方面に移動したというのが確認できれば、警察なんかの助け、警察がやってくれば一番いいのですけれ

ども、そうでない場合には町でも取り組む必要があるかなと考えておりました、予算的にこれから4年度の予算を組む中で、ぜひ検討課題の一つにさせていただければと思ひまして、今回一般質問をさせていただきましたが、その辺についてはどのようなお考えでしょう。

○今村好市議長 根岸総務課長。

[根岸光男総務課長登壇]

○根岸光男総務課長 お答えいたします。

この防犯カメラについては、議員おっしゃるとおりであります、犯罪の検挙や交通事故の検証等に貢献するだけでなく、犯罪の発生を未然に防ぐ効果も期待できます。このようなことから、警察あるいは学校等、関係者の意見を伺いながら設置をしております。やはり先ほど議員もおっしゃっていましたが、防犯カメラの設置に関しては、プライバシー面で設置に対して否定的な意見もあるのも事実でありまして、設置場所の選定に当たりましては、総合的に判断をして設置をしていくということになると思ひます。

ここ数年ですけれども、去年は3基、今年度は先ほどの49基プラス4基を増設を予定しております。これについても行政区からの要望や学校、PTA、警察などを含めた通学路点検を通しての設置を先ほど言ったようなところに考えております。ニュータウン内、駅周辺も当然ですけれども、この辺につきましては電線が地下埋設ということもありまして、いろんな制限があります。また、費用面につきましても通常の4倍から5倍かかるということもありますので、増設に関しましては制限があるという状況もご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 時間も参りました。今朝の新聞ですと、車載カメラの情報によりまして、群馬県内で初めてのあおり運転の逮捕者が出たというような報道もございました。カメラがもたらす情報で抑止力ですとか問題解決につながる場合も多くある現状でございますので、ぜひ前向きに対応していただければと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

年末に向けまして、どこで誰が見ているか分かりませんので、皆さんもくれぐれも気をつけて年末年始をお過ごしいただければと思ひます。ありがとうございました。

○今村好市議長 以上で針ヶ谷稔也議員の一般質問が終了いたしました。

ここで休憩いたします。

休 憩 (午前11時17分)

再 開 (午前11時30分)

○今村好市議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告3番、小野田富康議員。

なお、質問の時間は60分です。

[1番 小野田富康議員登壇]

○1番 小野田富康議員 皆さん、お疲れさまです。ちょうどお昼前でおなかですいていてやりづらい感じ

はあるのですけれども、通告書に従って質問させていただきます。

約2年続いているコロナ禍において、私たちの生活全般に大きな影響が出ております。小中学生から大学生まで、学業、学校生活、キャンパスライフ、また高齢者についても会食の自粛、集まり、サークル等も自粛と、コロナ以前と比較すると、とても制約が多く、生きづらい、そんなふうに感じております。

そこで、今回質問の事項なのですが、コロナ禍における町内産業の実態についてということで、ちょっと雑駁で失礼なのですが、町が把握している商業、工業、農業等への影響、どのように町としては把握しているのかお願いいたします。

○今村好市議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 お答えをいたします。

町として把握をしております倒産や廃業等の状況ということでございますが、まずコロナの影響による倒産、廃業というものについては把握ができておりませんので、コロナ前、コロナ後、年度別によります件数につきまして、数字でもって答弁をさせていただきたいと思っております。

町が把握している倒産や廃業の状況につきましては、法人の設立また解散や異動などが生じたときに町に提出をされます法人設立異動届、こちらによりますと、令和元年度の解散、廃止等が12件、令和2年度の解散、廃止等が7件、令和3年度10月末時点で10件という状況となっております。

また、町の商工会のほうの会員状況について確認をしたところによりますと、令和元年度の個人事業主の廃業が7件、令和2年度、個人事業主の廃業が2件、法人が1件、令和3年10月末現在で、個人事業主の廃業が1件となっている状況のようでございます。

また、民間信用調査会社の調べによるところでございますが、令和元年度の群馬県内の負債額が1,000万円以上の倒産件数が82件、令和2年度では70件、令和3年度9月末までで31件となっております。

また、日本銀行の前橋支店、こちら11月1日発表の金融経済概況の景気判断におきましては、県内の景気は、基調として持ち直ししているものの、新型コロナウイルス感染症の影響から引き続き厳しい状況にあり、一部業種では供給の制約の影響も見られているというようなこととなっております。

本町においても同じような影響を受けているものと思っておりますけれども、国、また県、また町独自の支援策によりまして、倒産や廃業等は一定程度抑えられているものというふうに考えてはございます。

産業ということで、農業への影響でございますけれども、令和2年度におきましては、主力品目のキュウリなどの果菜類、こちらは堅調のようでありました。白菜などの秋冬野菜は、前年を下回ったようでございます。本年度、主力品目のキュウリ、夏場の露地野菜、こちらは全国的に出回りが多く、逆に軟調であった様子です。

畜産につきましてですけれども、牛、豚、枝肉ともに堅調だったようでございます。

その一方、米の価格が非常に下落をしております。消費者の米離れが進む中、コロナ禍が追い打ちをかけたような状況でございます。外食需要が縮小、国内需要が急速に落ち込んでおりまして、民間の在庫量が適正水準を大きく超過している状況のようで、そのために外食事業者向けの業務用の販売割合の高い、この邑楽館林地区におきましては、影響を非常に強く受けていると、そのことから米の価格の推移を見ますと、令和2年産と比較をいたしまして、今最終精算前の状況ではございますが、約3,000円の下落となっております。

います。

農家につきましては、倒産、廃業の状況については、町またJA邑楽館林においては、届出等はない状況ではございます。

以上です。

○今村好市議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 ありがとうございます。今の説明お聞きするに当たって、思ったほどそういったコロナの影響といたしますか、様々な支援策あつてのことだとは思うのですけれども、倒産の件数であったり廃業の件数というのは、むしろ減ってきている部分もあるというようなところで、また昨日、その前もあつたのですけれども、補正予算で見ると、町税収入が予想よりも多く入ってきておりました。やはりコロナを見越して多少は低く見積もっていた部分もあるかとは思うのですけれども、予想以上に、例えば先ほどの説明にもありましたけれども、令和2年の農業については、私も農家をやっているのですけれども、周りの状況を聞いても、米の値段もそれほど下がってなくて、逆に今キュウリをはじめとする野菜類は堅調、いい値段で推移したということで、農業者については、去年は割とよかつた。また、逆に今年については、先ほどの話のとおりで、米麦、お米に関しては大変安くて、お米を作られている方にとっては非常に厳しい年の瀬になってしまうと。また、施設野菜、特にキュウリなのですけれども、春先については割と堅調であつたが、この秋になって値段が伸びずに、また重油を使って加温をする時期になってきたときに燃料代はかかってくるし、それに付随して価格は上がっていかないということで、この時期はやはりなかなかつらいよというような話も聞いております。

そこで、今まで町として打ってきた支援策と、今後考えている町独自の支援策というのですか、そういうのがあればちょっとお知らせいただきたいと思ひます。

○今村好市議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 議員ご質問のこれまでの支援策についてですけれども、令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、売上げ減少率が前年の同月比10%以上減少いたしました町内の中小企業、または小規模事業者、個人事業者、農家の方も対象といたしまして、板倉町事業継続支援給付金、この事業で1件当たり10万円を318件、総額3,180万円を支給いたしました。

また、テイクアウト、デリバリー、これを実施をいたしております飲食店を対象といたしまして、テイクアウト実施店応援助成金といたしまして、1件当たり3万円を計28件、84万円を支給いたしました。

同様に、テイクアウト、またデリバリーを実施している店舗を掲載いたしましたパンフレットを5,000部作成をいたしまして、行政区を通じて全世帯に配布、こちら印刷代といたしまして16万8,800円ほどかけてございます。

そのほか、これは飲食店だけではございませんが、新しい商品開発、また新サービス等を積極的にPRしたいという頑張る事業者を対象に、文字どおり、がんばる事業者応援PR助成事業ということで、館林ケーブルテレビにおまかせ1分PRという番組がございますが、そちらの出演料、上限2万7,500円を15件、総額39万6,000円を支給いたしました。

それと、こちらは森田議員の質問とも重なりますけれども、群馬県が実施いたしますストップコロナ対策

認定店に認定された店舗を対象に、1件当たり20万円を89件、1,780万円を支給しております。令和3年度においても、同様に9件、180万円を支給したところでございます。

さらに、令和2年度に認定された店舗につきましては、認定の期間が今年の12月末で終了してしまうということで、これからも対策を講じていただきたいというところを奨励する意味で、更新をされた店舗につきましては、1件当たり5万円を支給しようということで、100店舗、500万円の予算を講じているところでございます。

これまでは、産業といいましても、商工業、飲食を中心とした支援だったのですが、農業者に対しても対策を講じてございまして、コロナウイルス感染症などによります休業ですとか自然災害、または価格の低下などで農業者個人の経営努力では避けられない様々なリスクによります収入の減少に備えることができます収入保険の加入の促進という形で、農業経営の安定を図るために、今現在共済のほうでは加入促進をやっているのですが、令和4年1月1日の時点で収入保険に加入している農業者を対象に、上限5万円を支給するというところで計画をして、募集もいたしているところでございます。

そのほかですけれども、新型コロナによりまして影響を受けました中小企業、また小規模事業者の経営安定対策といたしまして、国、また県が実施しております実質無利子、無担保の融資制度がございまして、新型コロナウイルス感染症対策資金等の資金融資を受けるためには、町がその事業者を認定をしなければいけないという作業があるのですが、こちらの認定作業を迅速に実施いたしましたところ、令和2年度で認定の実績が127件の認定をいたしまして、融資総額が23億円を超えるに及んだところでございます。こちらの認定件数ですけれども、令和2年度127件ですが、ちょっと遡りますと、平成30年度は1件、令和元年度はゼロ、本年度6件ということで、令和2年度の認定件数が127件、総額23億円を超えるというようなことで、こちらの支援策を迅速に講じた結果といたしまして、倒産や廃業、こちらが一定程度抑えられたのではないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○今村好市議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 様々な手を講じていただけるということだと思っておりますけれども、報道等で見てみると、商工業の方向けに例えば地域振興券、プレミアム商品券と呼ばれるやつです。茨城の、ちょっとわかりだったのですが、自治体だと、プレミアム率が60%の商品券を発行したりと、また上毛新聞に掲載していましたけれども、11月26日付で、上野村では1人1万円分の商品券を配布すると、高校生以下の子供がいる世帯にはさらに1万円の追加と、いろいろ国の事業でクーポン券を発行する手数料がばかにならないというようなことで様々批判もあり、昨日の町長のお話の中にもございましたけれども、現金で渡してしまったほうがいいのではないかと、そういった面ももちろんあるかと思うのですが、町にお金を落としてもらうという意味でも、できればそういった商品券と考えていいのですか、そういったのは今のところはないのでしょうか。

○今村好市議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 議員ご質問のプレミアムつきの商品券、クーポン券につきましては、商工会とも相談をさせていただいた経緯がございます。今後、そちらを実施するかどうかにつきましては、ちょっと状

況に応じて、また慎重に検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○今村好市議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 なかなか難しいなとは思ってはいるのですけれども、もちろんそういった商工業者の方プラス農業者の方への助成ということで、先ほど収入保険に加入されている方に対する保険料の補助といたしますか、5万円上限ということでしたけれども、たしか件数が60件ぐらいというふうに聞いています。町の農業者の人口でいくと3分の1いないのかなというふうな感じなのですけれども、例えば収入保険に入る方だけに対するサービスといたしますか、補助だけではちょっと足りないのではないかなと。私も農業をやっている中で、例えば農機具購入の助成、これって農作業をやっていると計画的に機械の入替えを検討できるといえるのは、大規模な農家とか法人に限られてきてしまうのかなと思っているのですけれども、一般的な私たちのような農家ですと、使っているときに壊れてしまう。使えなくなったので、必要に迫られて機械を購入せざるを得ないというのが実情なのです。基本はやはり補助を受けるためには事前に申請をして、予定を組んで入れ替えるというのがもちろん理想なのでしょうけれども、実際大きな機械ではなくて小さな機械を入れ替えるときに事後、入れ替えましたという、これは新車ではなくて中古であっても、もちろん額が小さなものであっても、こういった補助を何かしらやっていくような方法というのはないのでしょうか。

○今村好市議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 小野田議員の言わんとするところは分からないでもありません。農家の生産費に入りますし、それが経費にも入ります。そういったところを補助をすることはどうかということになるわけですが、サラリーマンが三洋電機に勤めているけれども、車が故障してしまった、通勤に大きな影響が出る、買い替えに補助金出せというのとどこが違うのでしょうかということ例えば考えたときに、万人に、万人といっても一定のライン以上の皆さんから、全ての皆さんから預かったお金をどういうふうに使うということについては、広く町民の意見もそういう意味で聞かなくてはならないということで、小野田議員の意見は一議員としては聞き留めておきますが、議会も十何人いる流れの中で、それぞれいろんな立場の人もある、いわゆる公正公平の観点からどうかとか、あとは経営の責任と、経営責任からすればどうなのかということも含め、慎重な対応をして、ただ今回はコロナということを前提に補助金とか提出をしているわけで、板倉町の産業振興という意味とはまたちょっと違っている面も、先ほどから述べている面はあるわけですので、広く産業振興という意味から、議員、議会等との合意が取れた場合には、その限りでないということもあるでしょうけれども、答えについては慎重に対応させていただきたいというところまでとどめさせていただければと思います。

○今村好市議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 ありがとうございます。

では、次の質問に移らせていただきたいと思います。特定地域づくり事業協同組合制度についてお伺いしたいと思います。こちらの制度、地域における雇用機会を創出し、地域づくり人材を確保する新たな手法として、2020年6月、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律、これが施行されまして、特定地域づくり事業協同組合制度が創設されたというふうな説明文が載っておりまして、地域づくり人材の確保、要は町に来てくれる人たちを呼び込むための組合というような意味合いと、例えばこ

の制度、また詳しく説明もしていただきたい部分もあるのですが、各農家を含め商工業者とグループを組んで、その中に事務局をつくって、外から来た人、もしくは町に住んでいる人をその事務局で管理して、いろんな作業場といますか、会社に送り込むというような制度だというふうに理解をしております、これは普通の企業だけではなく、一般の個人事業主、もちろん家族経営の農家であっても組合の担い手になれるというような形で、大変今後使えるのかなというような感じはしております。また、始まったばかりの制度ということであって、結構な補助、国からの財政的な補助がいただけるという部分もあるのですが、町としてはこの制度についてどのように考えていらっしゃるのか、お願いします。

○今村好市議長 峯崎企画財政課長。

[峯崎 浩企画財政課長登壇]

○峯崎 浩企画財政課長 それでは、今ご質問のありました特定地域づくり事業協同組合制度についてでございますが、この制度につきましても、先ほど議員もおっしゃいましたように、令和2年6月に施行されました地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく制度でございます。人口減少地域におきましては、事業者単位で見た場合、年間を通じた仕事というのがなく、安定的な雇用環境や一定の給与水準、こういったものを確保できない状況がありまして、こうした状況が人口流出の要因や、またU I Jターン、地元に戻るといって、こういった動きの障害となっている現状がございます。この制度につきましても、特に過疎地域をはじめとした人口急減地域において、地域外、地域の外から人材を呼び込むために、地域の事業者同士による協同組合というのを設立し、地域の仕事を年間を通して組み合わせる仕事を創出し、先ほども話にありましたが、組合で地域外からの移住者職員を雇用し、繁忙期ごとに組合を構成する各事業者に派遣を行い、それによって年間の雇用を行うということで定住化、こういったものを促進し、将来にわたる地域の担い手を確保する目的があるものでございます。

現在群馬県におきまして、この制度を利用している自治体ですが、上野村におきまして、今年の9月にこの制度を利用した上野村の特定地域づくり事業協同組合が設立されております。12名の組合員に対しまして、今年度に2名、来年度、令和4年度に4名の組合の職員を派遣しまして、事業のほう、雇用のほうを行っていく予定となっております。

構成しております組合員につきましても、業種につきましても、農林業、観光業、小売業、老人福祉介護事業などでありまして、こういったそれぞれの事業の繁忙期、閑散期、こういったものを年間組合せを行うことで、その年間それぞれの時期に組合員の派遣を行うということで、雇用環境のほうを整えております。

本町におきましても、先ほどご質問ありましたけれども、この制度を活用し、個人であります農業等を含め、他の産業と連携をすることによりまして、閑散期における他産業への派遣といったところを利用して雇用の環境の整備、こういったところを行うことで、板倉町以外、地域外から板倉町への移住者の受け口として利用できる制度ではないかなと期待もされるところでございます。ただし、業種間連携によりまして安定的な雇用環境ができるかどうか、また農業であれば作物別の作業ローテーション、こういったものが年間を通して組み合わせられるか、こういったところが今後この制度を利活用する際に、非常に大きな問題になってくるのではないかなと考えておるところでございます。こういったクリアすべき課題も多くありますので、今後そういった課題を検討しながら、町としても取組のほうを見ていきたいというような形で考えてはいるところでございます。

以上になります。

○今村好市議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 詳しい説明ありがとうございます。実際に町内でそういった組合を設立しようという動きなり、話は聞いたことございますか。

○今村好市議長 峯崎企画財政課長。

[峯崎 浩企画財政課長登壇]

○峯崎 浩企画財政課長 現状、今のところはそういった話はお伺いはしていません。

○今村好市議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 先ほどの説明の中でもあったのですが、やはり組合員を確保して、事務局職員も、これ専門の方を雇わなければいけないという部分がある、まず組合をつくるに当たって。もしその組合ができたとしても、国なり県なりに対する申請をしたり、また一番難しいのが職員、組合で働いてくれる職員をどうやって確保するかなと、そういう部分が一番難しい面かなと。ただ、農家が個人個人、また農家がつくった組合で人を呼び込むにしても、ハローワークをお願いを出すとか求人誌に載せてもらうとか、農業生産法人をやっている人たちから聞くと、やはりなかなか人が集まらないというような話も聞いておりますし、それで仕方なくというのも変なのですが、外国人の技能実習生の力を借りて現状を維持していくというような話を聞いています。例えばこういった組合ができてくると、普通の個人の人間がグループをつくって、事務局を置かなければいけないという部分はあるのですが、一人一人、例えば5人の組合で5人雇わなければいけないわけではなくて、5人の組合で2人でも3人でもいれば、忙しい時期に分散してやっていける。これからどんどん人口も減ってくるし、農業の担い手というのが減ってきている中で、安定して決まった給料がもらえて、厚生年金にも入れて、将来的にもし板倉で根を張って生きていこうと、そういった考えの方も出てくる可能性もあるかと思うので、町としても例えば人材を募集するに当たって、町のホームページにこういったものがあって人材を募集していますよとか、そういった多少なりのサポートというのはやっていただけるものではないでしょうか。

○今村好市議長 峯崎企画財政課長。

[峯崎 浩企画財政課長登壇]

○峯崎 浩企画財政課長 ただいまの関係でございますが、先ほどの質問の中で国等のサポート、助成関係等についてちょっと話漏れてしまいましたので、補足いたしますが、地域づくりのこの事業協同組合制度については、組合の運営に対しまして、国補助のほかには町負担への特別交付税等の支援措置のほうも組み入れられているというものでございます。議員おっしゃるようなこの制度については、地域の担い手を域外から呼び込むというようなことを目的としている制度でございます。そのため、この職員の雇用に当たっては、期間を区切らず永年ですべて雇うこと、それで派遣のほうを行っていく。1年間とは言わず、2年間、3年間通して、その組合で雇用をして地域の仕事に派遣を行うことによって、その地域の担い手を育成するという大きな目的がある制度でございます。そのため、この制度の中では、いわゆる技能実習生等の在留期間がある外国人については、基本的には採用はできないという大前提がございます。こういった条件を考慮した上で、先ほどから話がありますが、農業を含めて、農業以外でもほかの業種でも結構ですが、そういったところの業種間の連携による年間の雇用計画、こういったところが作成できるのか。それによって地域

外からこの板倉町に移住、定住をしたいよという方が出てきて、地域の担い手の育成につなげられるか、ちょっと長期的な視点から見て、現在群馬県でも上野村が組合のほうを立ち上げたところでございますが、このほかに孺恋村等も今年度中に組合のほうを立ち上げる予定と聞いております。そのほかに来年度も何自治体か、県内でも手を挙げる自治体等がございますので、そういった視点から先進事例をちょっと精細に調査、分析のほうを行うことがまず必要なのではないかなというふうに考えておまして、現時点で早急にこういった制度のPR等についてというところは、まだ考えてはおらず、まずはその精査のほうを行っていければというふうに考えているところでございます。

以上になります。

○今村好市議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 私、8月時点の資料しか持っていないくて、上野村であったり孺恋村というような話は聞いていなかったものですから、県内でも山のほう、林業なりキャベツの産業かなとは思いますが、そういったところで人を呼び込むためには、やはり何かしら施策が必要だと思っております。また、町への移住、定住、これの観点からも、また農業を含めた産業としても、維持して次の世代に残していくためには、ある程度人の力というのは必要になってきますので、こういったことを積み重ねていくことによって人を呼び込む、また一度町外に出て東京なりとかで働いて、例えば定年退職された方が帰ってくる場所として、やはり農業であったり、例えば家業というのがあれば、帰ってくる背中を押すものであったり、魅力であったりということがあると思いますので、例えば農地はずっと耕作放棄地にせず、できれば施設、ビニールハウス等であれば直し直しでも使っていって、帰ってきてまた農業ができるよとか、そういった形で進めていけるのが理想かと思っておりますので、今回のこの特定地域づくり事業協同組合制度、多分この組合を設立するに当たっては、やはり町等に相談というのは欠かせないかなと思いますので、そういった相談等ありましたら、ぜひ積極的に支援をしていただければありがたいというふうに思っております。

この質問については以上でございます。

では、続きまして、株式会社グリーンファームの進出についてお伺いしたいと思います。一民間企業の進出ということで、町としてどれくらいのことを把握できているかというのはもちろん分からないのですが、周囲の方から何かイチゴ屋さんが来るのだってなんていう話をされたり聞かれたりいたしますので、大きな農業ハウスを建設するとのことであると聞いていますので、町としても農地法の絡みとかでいろいろお話とかは聞いている部分はあるかと思っておりますので、そういった情報、今把握されている情報というのをお知らせいただければと思います。

○今村好市議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 お答えをいたします。

株式会社グリーンファームの進出ということでございますけれども、いわゆる一般法人が農業への参入ということとなっております。株式会社グリーンファームの進出につきましては、まず令和3年9月21日付、農地法3条の第1項の規定によります、農地の、これは賃借権の設定、こちらの許可申請がまずは農業委員会にございました。農業委員会では、10月8日に総会を開催いたしまして審議をしたところ、イチゴの施設栽培、こちらの営農計画が認められまして、農地の賃借権の設定が許可されたものとなっております。

把握している内容ということで、お時間をいただくこととなりますけれども、分かっている段階でちょっと。参入する法人名ですが、株式会社グリーンファーム、こちら本社は大阪府の高槻市にございますが、町内事業所といたしましては、ニュータウンの産業用地内、こちら親会社に当たります株式会社グリーンパッケージ内にございます。グリーンパッケージさんは、段ボールの製造会社等を行ってございます。

こちらが農業参入の目的、いわゆる営農の目的でございますけれども、千葉県南房総市にてもう既に営農してございます農業生産法人、こちらの支援によりまして、イチゴの栽培ノウハウを取得すべく、今現在、常時従事者となる社員、こちらは将来の責任者となりますけれども、この1名を現在派遣中ということでございます。

営農の開始後におきましても、種苗の提供から生産の管理、また販路の提供まで一貫した業務の提携契約を締結していると聞いてございまして、この業務提携によりまして、イチゴの栽培面積を数年計画で拡大させると、そちらにつきましては耕作放棄地の利活用ですとか、新たな町、地域特産品の創出、併せて地域雇用の創出及び農業を通じて地域貢献を実現させたいのだという目的を持った営農計画となっております。

具体的な営農計画でございますけれども、今般許可になりました営農する農地、こちらは大字海老瀬の内郷土地改良区内にございます農地、地目は田んぼで、9,725平米となっております。借入れの方法につきましては、農地法3条の賃貸借契約を15年で締結いたしておりますが、こちらにつきましては解除条件付きの賃貸借契約を既に締結済みということで、借入れ側が事情により撤退をするというような場合については、きちんと原状に復してお返しをするよというようなきちんとした解除条件付きの契約となっております。イチゴの栽培方法でございますけれども、1棟約3,100平米のビニールハウスを合計2棟、合わせて6,200平米のビニールハウスを計画。中には、120センチの高設、かん水の栽培システムを導入すると伺ってございます。こちらのビニールハウスにつきましては、年内には着工予定ということをお願いしてございまして、あわせて、農業用の施設として敷地内には作業所を、また従業員用の駐車場等を併設をするという予定となっております。資金調達につきましても届出が来てございまして、こちらについては親会社であります株式会社グリーンパッケージから調達をするという計画となっております。

今後の実際に生産をする計画でございますけれども、栽培面積、先ほど申し上げましたが、令和4年度には6,200平米、翌年の令和5年には6,200平米をさらに追加いたしまして1万2,400平米、令和6年にはまた6,200平米を追加いたしまして、1万8,600平米というような栽培面積の計画となっております。最初のイチゴの苗の植付けについては、ハウスが完了した後、令和4年9月を予定しているということをお願いしてございます。

以上です。

○今村好市議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 丁寧なご説明ありがとうございます。取りあえず2か所目、3か所目までの進出予定というのは、もう決まっているという認識でよろしいのでしょうか。

あと、雇用についてなのですけれども、システムをうまく使っていったかなりの省力化、1ハウスでも数人で済むぐらいのものを考えていて、例えばそれほど雇用には影響といたしますか、プラスの面は出てこないのではないかなという話も聞いているのですけれども、次の2か所目、3か所目の進出をする予定の場所が

分かっているのかと、その雇用についての説明というのを何か受けているのであれば教えてください。

○今村好市議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 既に契約をいたしました土地以外の令和5年、6年の予定地ということですがけれども、いまだ決定はしていないというふうに聞いてございまして、今まだ今年度の契約が終わったばかりで、ハウスの建築もこれからというところですがけれども、計画的には毎年増やしていきたいということで、来年の契約に向けて候補地を選定中だということを伺っております。それが来年だけでなく、その次の年まで想定をして選定をしているということでございます。

また、雇用につきましてですがけれども、こちらも営農計画のほうにもございましたが、高齢者の雇用を中心に地域雇用を図ることとするということが大前提にあるということをごまごまして、雇用する人数ですがけれども、計画では約15人という計画を持っているようでございます。先ほど農作業場、また従業員の駐車場ということで今進めているということですがけれども、一番盛りの時期には20人ほどがハウスに集まることになるということでございまして、高齢者雇用を中心に約15名ということですので、既に町のシルバー人材センターのほうにも相談をしているということは伺っております。また、きちんと雇用が確保できるのかというようなことも心配をしているようでございまして、障害者の皆さんでイチゴの作業ができる方々の雇用についても視野に入れているというふうにごまごまします。

○今村好市議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 併せて伺いたいのですがけれども、ちょうど今計画している海老瀬の場所、近くには季楽里もあるということで、イチゴのハウスの方法が例えば観光農園的なイチゴ狩りをやりますとか、そういった観光産業としても考えられるものであるのか、もしそういった観光産業として考えられるのであれば、例えば町の揚舟との連携であったり、あとブルーベリー狩りとかもやっているところもございまして、ベリーつながりでそういった、うまく組み合わせで町に人を呼び込むというような観光資源としても考えられるのではないかなと思っておりますけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○今村好市議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 お答えいたします。

町が把握している内容ということで、営農計画5年分が出てきてございますが、その計画の中ではいわゆる観光農園的なものについては記載はございませんでした。しかしながら、グリーンパッケージさんが町のほうにこういう計画を持っているのだということでご挨拶に来ていただいたとき、将来の10か年構想の中では、6,200平米を10年で10倍にしたいと。あわせて、その中には観光農園的なものも、地域貢献ができるようなものもやっていきたいなというようなお話もあったというふうに記憶してございますので、将来的にはということでは、町としても期待をしていきたいというふうには考えてございます。

○今村好市議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 いろんな話を聞くにつれて、ちょっと話が大きいなという気もするのですがけれども、やはり夢も大事ですし、先日、新聞にも例えば藤岡市、藤岡インターのところかららん藤岡というサービスエリアといいますか、道の駅といいますか、あれ外からも入れるというか、施設で、近所の農家といい

ますか、イチゴ農家をその周辺に集めて相乗効果を発揮するようなことを考えて実際動いているというような話も聞いておりますので、町も観光資源というと、今ちょっと中止中の揚舟ですとか、そういったのしかなかなか浮かばない部分はあるのですけれども、何かしら動いて、揚舟に関してもですけれども、町に人を呼び込めるような、それがもし観光農園であったり、またそれがもしできるのであれば、その近くに例えば板倉町の農家さんでやる気のある人がさらに別の野菜なり果物なりのハウスを建てて、お互いウィン・ウインの形でいけるようなものというのも考えていけるかとは思いますが、こういった動きとか、もし今後分かるようでしたら、ぜひ発信して教えていただければというふうに思います。

ちょっと時間が早いのですけれども、以上で質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○今村好市議長 以上で小野田富康議員の一般質問が終了いたしました。

ここで議場の準備をするため、暫時休憩をいたします。

休 憩 (午後 0時22分)

再 開 (午後 0時24分)

○今村好市議長 再開いたします。

○議案第36号 令和3年度板倉町一般会計補正予算(第9号)について

議案第37号 令和3年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

議案第38号 令和3年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

議案第39号 令和3年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

○今村好市議長 日程第2、議案第36号 令和3年度板倉町一般会計補正予算(第9号)についてから日程第5、議案第39号 令和3年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第1号)につきましての4議案を一括議題といたします。

この4議案は、予算決算常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

亀井予算決算常任委員長。

[亀井伝吉予算決算常任委員長登壇]

○亀井伝吉予算決算常任委員長 報告させていただきます。予算決算常任委員会に付託されました案件につきまして、審査の経過及び結果を報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、補正予算関係4議案であり、12月7日の本会議終了後に審査を行いました。

審査の内容につきまして申し上げますと、各会計の担当課長から説明を受け、質疑応答を重ね、慎重なる審査を行いました。細部につきましては、各議員十分ご承知のことと思いますので、省かせていただきます。

続いて、審査結果について申し上げます。議案第36号 令和3年度板倉町一般会計補正予算(第9号)につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第37号 令和3年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号 令和3年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号 令和3年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○今村好市議長 委員長による報告が終わりました。

初めに、議案第36号 令和3年度板倉町一般会計補正予算（第9号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第36号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号 令和3年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第37号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号 令和3年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第38号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号 令和3年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第39号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

○散会の宣告

○今村好市議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、13日午前9時から行います。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。お疲れさまでした。

散 会 （午後 0時30分）

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 7 日)

令和3年第4回板倉町議会定例会

議事日程（第3号）

令和3年12月13日（月）午前9時開議

- 日程第 1 請願第1号 町道2-41号線の拡幅整備について
日程第 2 閉会中の継続調査、審査について

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	小野田	富康	議員	2番	亀井	伝吉	議員
3番	森田	義昭	議員	4番	本間	清	議員
5番	小林	武雄	議員	6番	針ヶ谷	稔也	議員
7番	荒井	英世	議員	8番	延山	宗一	議員
9番	黒野	一郎	議員	10番	青木	秀夫	議員
11番	市川	初江	議員	12番	今村	好市	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原	実	町長
中里	重義	副町長
赤坂	文弘	教育長
根岸	光男	総務課長
峯崎	浩	企画財政課長
荻野	剛史	税務課長
川田	亨	住民環境課長
小野寺	雅明	福祉課長
玉水	美由紀	健康介護課長
伊藤	良昭	産業振興課長
高瀬	利之	都市建設課長
丸山	英幸	会計管理者
多田	孝	教育委員会 教育事務局 局長

伊 藤 良 昭 農 業 委 員 会
事 務 局 長

○職務のため出席した者の職氏名

小 林 桂 樹	事 務 局 長
小 野 田 裕 之	庶 務 議 事 係 長
伊 藤 泰 年	行 政 庶 務 係 長 兼 議 会 事 務 局 書 記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○今村好市議長 おはようございます。

本日は定例会の最終日です。直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○今村好市議長 初めに、諸般の報告を行います。

産業建設生活常任委員長より委員会付託案件の審査報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

○請願第1号 町道2-41号線の拡幅整備について

○今村好市議長 これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、請願第1号 町道2-41号線の拡幅整備についてを議題といたします。

本請願については、産業建設生活常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

小林産業建設生活常任委員長。

[小林武雄産業建設生活常任委員長登壇]

○小林武雄産業建設生活常任委員長 おはようございます。産業建設生活常任委員会に付託されました案件につきまして、12月19日に審査を行いましたので、その結果及び経過についてご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、請願第1号 町道2-41号線の拡幅整備についてであります。

初めに、審査の内容について申し上げます。審査に当たりまして、請願の趣旨及び内容を確認の上、委員全員で現地調査を行い、道路の現状や利用状況などの説明を受け、慎重なる審査を行いました。

次に、審査結果について申し上げます。請願第1号 町道2-41号線の拡幅整備については、現況の幅員5メートルの道路に、大型車を含む車両の往来が多く見受けられ、中学生が通学路として使用するのには交通事故発生の危険性があることから、当該路線に歩道もしくは自転車通行帯を整備することにより、安全性の向上が図られるものと思われまます。

また、沿道地権者の同意もあることから、願意を妥当と認め、採択すべきものと決しました。

以上でございます。よろしく願いいたします。

改めまして、最初に審査の日付ですが、12月19日と申し上げたようなのですが、正確には12月9日ということに改めさせていただきます。申し訳ありませんでした。よろしくお願いいたします。

○今村好市議長 委員長による報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより請願第1号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、請願第1号は、委員長報告のとおり採択となりました。

○閉会中の継続調査、審査について

○今村好市議長 日程第2、閉会中の継続調査、審査についてを議題といたします。

お手元に配付したとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査、審査申出書が提出されております。

お諮りいたします。各委員長申出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○今村好市議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することに決定いたしました。

○町長挨拶

○今村好市議長 以上で今定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 おはようございます。朝晩めっきり寒くなりまして、僅か1週間の間にもめっきり庭には朝早いと真っ白な状況でございまして、そういった中をこうして7日間、実質審議4日間でありましたが、定例会にて慎重なご審議をいただき、大変ありがとうございました。

本議会、教育委員さん1名の承認ほか全議案原案どおり可決、ご承認をいただいたということでございまして、大変ありがとうございました。また、いつものとおりでもございますが、一般質問も今回3名の議員さんからいただきまして、共通してコロナに対する今日までの反省点、問題点あるいは今後の3回目接種に対する心配、不安、具体的な予定あるいは準備状況等の質問もいただきました。そのほか各人からいじめの現状あるいは町におけるSDGsの取組状況と具体的な進捗状況、そして減少傾向著しい農業者人口あるいは後継者問題、さらには町人口減少対策を見通した上での特定地域づくり事業協同組合の設立等々が国からも指針として出されておりましたので、それらについてのいわゆる質問等々、町、農業全般に対する独自支援の可能性の質問も含めてあったところでもございます。それぞれが町の現状に対し貴重な意見具申であり、一応の現時点での答弁は先般させていただきましたが、今後の行政運営の各分野の中でしっかりと答弁は答弁をさせていただき、今後の進展を含めながら課題をいただいたという意味での位置づけをしながら行政運営を進めてまいりたいと思っております。

岸田政権のオミクロン対策として、世界各国入国禁止措置といいますか、全世界に対して水際対策を強力に進めたというのは、出発時点でアメリカ、イスラエルに次いで第3番目の早さでありました。私はそれ自体評価をいたしておりましたが、それでもなお陽性者、既に全国で13名を越す流れのようですし、県内も3名とか、そんな数字も上がっているようでもありまして、じわじわ広がる様相でもあります。せっかくゼロ状況が続き、経済振興に向けての精神状態や人流がいよいよほっとしたとか、いろんな意味で戻りつつありますが、そして明るさが日増しに改善傾向にあった中、嫌な俗にそういった傾向に水を差す水差し感と第6波に対する不安感が改めてまたここで起こりつつあるわけでありまして、基本的なコロナ対策で対応するという以外に今のところございませぬし、また新薬等々はこういった町の自治体の範囲ではとてもないということも含め、国の最大限の努力を大きく期待しながら、我々は基本的な、いわゆる3密を中心としたコロナ対策で対応していかなければならないし、それを徹底することによって幾分かコロナ拡散に対する大きな抵抗にもなるのであろうというふうに考えておりますので、そういった方向で頑張りたいと思います。

このところ大きな国中の話題になっておりますが、18歳以下に10万円相当を給付する国のコロナ経済対策めぐり、半額分をクーポン対応との内容に、経費面、人的労力面あるいは時期的に非常に4月を中心とした年間で最も忙しい時期、そういった意味での幾つかの面から、この対応は不適正との指摘が野党から起こりまして、それを契機としてその財政措置の大きな違いが無駄遣いあるいは天下の愚策などとも言われているようです。全国自治体大半が全額現金給付に傾きつつあることから、連日マスコミをにぎわす問題として、内閣、与党国会議員に対する国民感情との乖離、いわゆる支給する側と支給される側との感情の大きな乖離。そして、いわゆる支給する金額に対する総経費の比率の問題、金銭感覚、そういった意味に対する金銭感覚の鈍さ、それから全体的にずさんさ、ずさんでもあるのではないかというような問題と重なって大騒ぎになっているのはご承知のとおりであります。

上毛新聞1面に、12月11日時点での県内11市町現金支給との記事が出されましたが、マスコミ全国で大騒ぎになっていきますので、当然当町といたしましては12月7日時点で担当課長と現金支給について話し合い、翌8日時点で福祉課長、担当課長ですが、福祉課長には傾向的にこういった問題、時期が来ますと新聞社の取材もあるかもしれないというようなことも含め、新聞社の取材を受けたときには、国のペナルティーがなければ、当然全額現金で対応の予定の話をするように指示をいたしておりましたので、上毛新聞社の記事は全自治体取材の上での記事の掲載かどうかを確認をいたしまして、うちの町には取材はなかったということが明らかになりましたので、ある意味では群馬県中11市町村は何らかの形で取材をしたにしても、ほかの二十四、五ですか、の市町村は取材もせずに11市町村の対応とは全く遅れているような印象を与えるような記事のつくりについては、不正確な記事と判明いたしましたので、自治体間の取材の不公平による公器としての礼の礼、ひとしく取材をするという、そういう意味での当たり前のこと、礼のなさに対し抗議をいたし、陳謝をいただいたところでございます。

先ほどこの後ろのほうに茂木記者が来ておりますが、今会議に先ほど遅れてまいったところでありますが、改めての担当記者として、申し訳なかったとの謝罪、陳謝も改めて先ほどもいただきましたので、丁寧な取材と今後の変わらぬお付き合いも含め、お互い頑張りましょうというようなことも含めて、過ぎたことは過ぎたことということで、しかも当町としてはもう既に先般の補正で年内中に支給する前段の5万円については、もう皆さんから了解をいただいておりますし、後半のクーポンあるいは現金は、6月もしくは5月

いっぱいぐらいまでに、今の時点ではクーポンではどうしてもできないという理由があるのみ国は認めると、現金支給を。そういったものも国のほうから来ている関係もありまして、明言を、明言というのははっきりと言い切るといには、国の姿勢とまた自治体の姿勢が大きく違うという判断の下、内々では先ほど申し上げましたような判断はいたしておりますが、新聞社にこちらからあえて売り込むほどの問題ではないと。いわゆるそういうことも含めて、発表を控えておったところではありますが、そういった新聞社さんの勇み足もあったということで、いずれにしてもそういった結果でありましたので、今後とも決して議会にも報告をおろそかにしたわけでもありませんし、ご事情を理解をしていただければというふうに思っております。

話は変わりますが、12月11日、まだつい二、三日前ですが、国土交通省利根川上流河川事務所長より、板倉町大久保、島地先堤防改良工事の現場視察をお願いしたいという、一昨年 of 区長会あるいは地元議員さんも一緒になっての利根上さんへの陳情を契機に、相当神経を使っていたいておりまして、そういった要請がありました。町側としては、私、副町長、総務課長、都市建設課長ほか計5名で出席をいたしてまいりました。利根上側では、正副所長、統括官、担当課長ほか数名、それから工事請負会社、今現在工事が入っているのが2社、群馬県側では河本工業、埼玉県側では古郡建設とかって言っていましたけれども、そういった工事責任者ほか工事会社派遣職員10名等々で、ドローンの撮影班まで用意をした予想以上の大がかりな企画での現地担当に対し、我々を首脳とすればですよ、説明会をするということで要請があったわけで、参加をしまいった次第であります。

総じて、細かい話もいろいろ聞かせていただいたり、現場の土手を階段状に切って鎮圧する状況等の説明を受けながら、国側の狙いは利根上管内の被害心配地域、それはこちら側、左岸側では北川辺、板倉、明和、千代田、大泉等々まで至るわけでありまして、さらには下では古河あるいは境、あるいは坂東市等々も含めて一定の距離の地域の自治体がそういった範囲内に入っておるようではありますが、いわゆる堤防補強、一応現状幅を増強し、高さを今より1メートル今言った地域は上げるというようなふうに引き受けられましたが、そういった点に最大の力点を置いて、今後工事を計画していくとのこと。

あるいは先ほど言った今後数年間で北川辺、板倉、明和の先、千代田まで伸びるのかどうか分かりませんが、まで増強を計画しているとのこと等の説明を受けながら、最新の工事のいわゆる精巧さというか、最先端のコンピューター衛星通信機能付きのブルドーザーの試乗等をさせていただきまして、鎮圧程度、堤防を鎮圧するのにブルドーザーが10回通ったところと二、三回通ったところというむらがなくなるように、1回通ったら薄い緑、それから濃い緑、3回目が紫になり、4回、5回、6回で真っ赤。だから、10回以上が赤になるそうですが、全てが赤になるまで、だからブルドーザーが間違いなく10回以上はここ全てを通過しているとか、そういったもの。あるいは衛星通信でのいわゆる、あれ、亀井議員、バケットというのですか、何ですか、押す整地板ね。整地板が1センチずつの調整ができるということで、整地の誤差も1センチ以内ということも含め、鎮圧力と整地のその高さの水平性の精度が格段に上がって、いわゆるそういう意味では昔ブルドーザーや人力で真ん中にあんこ状に泥を押し寄せて、ざっと固めて表面へちゃんとした粘質性の高い土でかぶせたというような方法とは全く違うということも、私よく説明されておりまして、我々が飯野地先南の先輩方々の話を聞くと、こんな格好のいい、すばらしい堤防だって、昔は全部この芯は砂でできているから、水の圧力がかかれば一遍で押し流されてしまう、こんなものは役に立たないのだというような話をよく受けるのですが、そういったことも含めて、そういった住民の間違った、昔由来のものが現状続いている

みたいなことに対する否定も含めて、いろんな面から質疑応答もさせていただいたところでありまして、言い換えればこの地を引き続き今まで以上に強く守るといふ国の決意を強く感じながら、今後のさらなる当町に対する強いご指導とご尽力のお願いもこちらから改めて要望させていただいたということでございました。

また、話は変わりますが、暮れから新年にかけて群馬県、埼玉県知事への利根新架橋陳情、これは12月22日、24日に群馬県、埼玉県それぞれの知事にお会いする予定となっております。1市1町という形でありまして、関係県会議員等々もお願いをすることになっております。

それから、渡良瀬遊水地の治水事業推進、これは4県、群馬県を筆頭として栃木、茨城、埼玉、4市2町いわゆる遊水地連絡協議会と同メンバーであります。治水事業推進の陳情が1月18日に予定されてございます。この地の宿命的欠点を根本から見直す、それぞれが関連いたしてありまして、利根新架橋につきましては後々渡良瀬も含めた渡良瀬新架橋計画を持っておりますが、これはいわゆる北川辺も板倉町もこの挟まれた両河川、渡良瀬、利根に挟まれた地域の北及び南へ避難をするという防災上の観点からも十分これが、そして首都圏の防災機能を高めるという、そういった観点からも有効だということも大義の大きな理由の一つとして、そういった架橋陳情についての理由づけをしてあるわけでありまして、それと先般も今村議長のほうから、やはりこの地は何としてもハッ場ダムの大きな恩恵を受け、あとはそれは19号の時点での話ですが、遊水地の治水能力のおかげで、ついこの間の19号については大きな災難を免れたという教訓から、自分たちでできることは、まさに遠くのハッ場やあちらのほうの協力をいただくことよりも、まず自分たちの持っている土地、近隣の土地である、結果的には国の土地になっているわけなのだと思いますが、使用権について、利用権というのは許可が出なければ土一つ掘り起こすことはできないわけでありまして、いずれにしてもそういった遊水地の極端に言えば掘削をさらにしていただいて治水機能を高めることが、堤防を補強することよりももしかししたら最も根本的な治水機能を高めることがこの地の安全につながることでありまして、ということも含め、そういった観点から合意をいたしまして、先ほど申し上げました6自治体、栃木、小山、野木、古河、加須市、板倉町の首長が衆参両議院の担当議員さんといひましようか、各3名以上を訪問し、ですから十三、四名になりますが、全首長そろって議員会館にてそれぞれの事情を各地区の参議院あるいは衆議院議員さんも含めてお願いし、さらには担当省にも出向いて事務次官あるいは大臣等にも陳情するという大がかりなものでありまして、これを何としても実現させるという趣旨の元に行動を起こして今年で3年目になるわけでありまして、これも実現するまで続けるということ、この地の非常に致命的な欠陥を取り除く方法として最も重要な事業ということ、予算は小さいわけでありまして、これも年末から新年にかけて予定をされております。

これにつきましては、東京に出向く折には、これは首長プラス事務方ということで指定をされておりますので、それでも十何名かになりますし、当方も。ということでありまして、また架橋の問題については、コロナの関係もあって、例年ですと板倉町も埼玉県、群馬県に対して、あるいは埼玉県の加須市も埼玉県、群馬県に対してということ、それぞれ議会を代表して何名とか、数が多かったわけですが、去年からコロナを理由とされまして、町長、議長プラス県会議員等々も含めて一定の数に指名をされての陳情の形式になるということ、またできるだけ我々も今回も増員をして、地元の議員さんにも行っていただきたいとか、あるいは議長さんであれば副議長にも行っていただきたい、建設委員長にも行っていただきたいとか、過去そ

ういったこともありましたが、同じ陳情を強く申し上げたのですが、先般返事が参りまして、数に限定をさせていただくという姿勢で県が返答をよこしましたので、やむを得ずそういった形で陳情をしていきますが、そういう意味ではまた結果報告も含めする機会もあろうかと思えます。

ということも含めて、今議会おかげさまで全議案を原案どおりご承認をいただき、閉会となるわけですが、この年末、年明け、連日のコロナ状況に留意をし、事業内容をもし激しく拡大をするような状況があれば、その時点での状況に応じながら事業をやめるとか、中身の効果は落とさない範囲内で人員等々を調整しながらやるべきことは計画に沿ってしっかり進めていかなければならないということも含め、覚悟しながら二元代表制である議会の役割、これは例えばチェックと批判、同じことですが、批判をしなければチェックにならないということもありますから、それはもちろんであります、まさに責任も半分ずつ背負っているという意味での二元代表制にもなるわけでありますので、また先ほど申し上げました各議員の意見は意見として受け止め、過半数以上の統一された意見は重視をし、さらには具体的提案をいただきながらの議論には、さらに重視をしながらの対応を基本として今日までもやってきております。そういうことも含め、これはこれまで以上の良好な関係を議会と保ちながら、まだ当面ちょっと厳しい状況が続いていくと思えますが、共に力を携えながら頑張っていきたいという考えでおります。

そういう意味では、ぜひ新しい年も引き続きのご指導をお願い申し上げながら、新年が皆様にとりましてあるいは板倉町民にとりまして、あるいは私自身にももちろんありますが、健康でますますのご活躍を祈念し、幸せ多き年でありますよう心から祈念を申し上げ、閉会のご挨拶といたします。大変ありがとうございました。

○閉会の宣告

○今村好市議長 以上をもちまして令和3年第4回板倉町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉 会 （午前 9時29分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

令和4年2月4日

板倉町議会議長 今 村 好 市

①署名議員 黒 野 一 郎

②署名議員 青 木 秀 夫